

(案)

酒田市こども計画

【令和 7 ～ 1 1 年度】



酒 田 市

目 次

第1章 計画の概要

1 策定の趣旨	1
2 位置づけ	1
3 期間	2
4 対象	2
5 策定方法	2

第2章 こども・子育てを取り巻く状況、第2期子ども・子育て支援事業計画の評価

1 こども・子育てを取り巻く状況～酒田市の現状と課題～	4
(1) 人口構成と将来の予測	4
(2) 出生・結婚	6
(3) 世帯状況・居住環境	9
(4) 女性の就労状況	10
(5) こどもの状況	11
2 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価	13
(1) 評価の流れ	13
(2) 総合評価	13
(3) 基本施策ごとの評価	14
(4) 数値目標の達成状況	27

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	30
2 基本的視点	30
3 目標と体系	31

第4章 こども・子育て支援施策

1 目標の実現に向けた施策の展開	32
2 施策の方向性・基本施策	32
3 具体的施策	33
施策の方向性1 こどもの心身の健やかな成長のための環境づくり	33
施策の方向性2 次代を担う若者を支援する環境づくり	40
施策の方向性3 子育て世帯の健康を守る環境づくり	42
施策の方向性4 子育てしやすい環境づくり	46
施策の方向性5 地域で子育てを支援する環境づくり	49
4 評価指標及び数値目標	53

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業

1	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の概要	55
(1)	幼児期の教育・保育	55
(2)	地域子ども・子育て支援事業	55
2	教育・保育提供区域の設定	56
3	人口推計	57
4	幼児期の教育・保育の利用者数の見込みと 提供体制の確保の内容及びその時期	57
5	地域子ども・子育て支援事業の利用者数の見込みと 提供体制の確保の内容及びその時期	59
(1)	利用者支援事業	59
(2)	地域子育て支援拠点事業	59
(3)	妊婦健康診査	59
(4)	乳児家庭全戸訪問事業	60
(5)	養育支援訪問事業、 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	60
(6)	子育て短期支援事業	61
(7)	ファミリー・サポート・センター事業	61
(8)	一時預かり事業	62
(9)	時間外保育事業	63
(10)	病児保育事業	63
(11)	放課後児童健全育成事業	64
(12)	子育て世帯訪問支援事業	65
(13)	児童育成支援拠点事業	65
(14)	親子関係形成支援事業	66
(15)	妊婦等包括相談支援事業	66
(16)	乳児等通園支援事業	67
(17)	産後ケア事業	67
6	幼児期の教育・保育の一体的提供及び 当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	68
7	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容	68

第6章 計画の推進

1	推進のための役割	69
2	点検・評価	69
3	推進体制	70

第1章 計画の概要

1 策定の趣旨

本市では、子ども・子育て支援法の規定に基づく酒田市子ども・子育て支援事業計画を策定し、平成27年度からの5年間（第1期計画）、また令和2年度からの5年間（第2期計画）において、子育て中の家庭の不安感や負担感の解消を図るとともに、こどもを産み育てやすいまちの実現に向けて取り組みを進めてきました。これまでの取り組みにより、さまざまな成果が認められる一方で、課題も明らかになっています。また、出生数の減少が続いており、平成27年の688人から令和6年には369人まで減少しています。

全国的にも少子化が進行する状況において、国では、次代の社会を担うすべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的としたこども基本法を制定（令和5年4月施行）するとともに、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」を策定（令和5年12月）しました。

このことから、本市においても、従来の酒田市子ども・子育て支援事業計画を基に、こども大綱等を勘案し、また、新たに子ども・若者計画としての位置づけも加え、こども・子育て施策を一体的にまとめた酒田市こども計画を策定することとしました。多岐にわたるこども・子育て施策を集約することで施策全体が見える化し、多様化・複雑化した課題に対して関係機関が緊密に連携した取り組みを進め、すべてのこども・若者、子育て世帯が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる酒田市の実現を目指します。

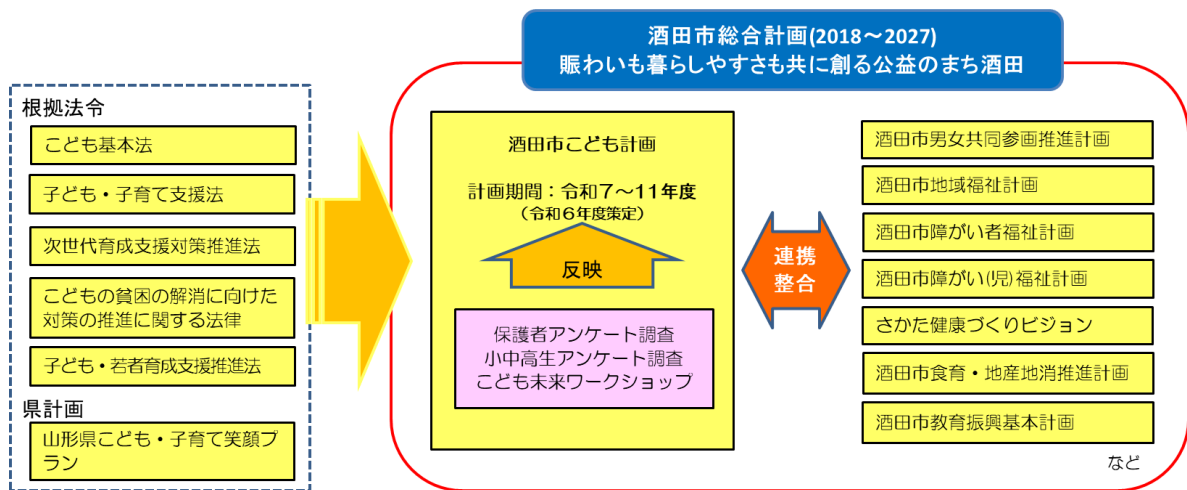
2 位置づけ

本計画は、本市で生活するすべてのこどもの育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、幼児教育や保育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって、こども・子育て支援を推進するための施策をまとめたものです。

また、法的な位置づけとしては、こども基本法のほか、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律、子ども・若者育成支援推進法に基づく計画となります。

なお、他の計画との関係では、酒田市総合計画を上位計画と位置づけ、酒田市地域福祉計画、さかた健康づくりビジョン、酒田市教育振興基本計画、酒田市男女共同参画推進計画などの福祉、保健、教育等の計画や、国・県の関係する計画との連携・整合性を図りながら計画を推進することとします。（図表1-1）

(図表 1-1)



3 期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

4 対象

すべてのこども・若者とその家庭及び本計画の施策に関係する事業者や地域等を対象とします。

※「こども」は、心身の発達の過程にある者。

※「若者」は18歳以降概ね30歳未満(青年期)。施策によっては40歳未満のポスト青年期も対象。

※「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが、青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合は特に「若者」の語を用いる。

5 策定方法

(1) アンケート調査の実施

子育て世帯の現状やこどもの意識を把握するためにアンケート調査を実施し、第2期子ども・子育て支援事業計画の評価及び新たに策定するこども計画における評価指標や数値目標の設定に利用したほか、施策の検討において参考としました。

【こどもの保護者対象】

- ① 対象 高校生年代以下のこどもの保護者
- ② 時期 令和6年9月(1カ月間)
- ③ 方法 WEB回答方式
- ④ 回答数 344

【こども対象】

- ① 対象 小学6年生、中学2年生、高校2年生
- ② 時期 令和6年11月
- ③ 方法 WEB回答方式
- ④ 回答数 小学6年生 699、中学2年生 477、高校2年生 442

（２）市民ワークショップの実施

市民の意見やアイデアを募るワークショップを実施し、計画の全体的な方向性や施策の検討において参考としました。

- ① 対象 中学生以上
- ② 時期 令和6年11月23日、12月7日（2回）
- ③ 会場 酒田市役所
- ④ 参加者 1回目 10人、2回目 9人

（３）酒田市子ども・子育て会議での審議

子育て中の家庭や子育て支援に関する当事者等の意見を反映するため、こどもの保護者、子ども・子育て支援関係事業の従事者、学識経験者等20名で構成する「酒田市子ども・子育て会議¹」において、第2期酒田市子ども・子育て支援事業計画の評価やこども計画の内容が審議され、それぞれの立場や経験などに基づいたご意見をいただきました。

（４）酒田市子ども・子育て支援推進委員会での検討

市役所内の「子ども・子育て支援推進委員会」において、アンケート調査の結果や子ども・子育て会議の意見を踏まえ、第2期子ども・子育て支援事業計画の評価による成果と課題の整理やこども計画における施策等について検討を行いました。

【参考】こども・子育て支援事業債（令和6年度創設）

地方団体がこども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善（ハード）を速やかに実施できるよう創設されたもの。地方単独事業（こども基本法に基づく都道府県・市町村こども計画に位置付け）として実施する事業が起債対象となる。

○財政措置／充当率：90%、交付税措置率：50%（機能強化を伴う改修）または30%（新築・増築）

○事業期間／令和10年度までの5年間

1 酒田市子ども・子育て会議：酒田市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第38号）により設置。20人以内の委員で組織。

第2章 こども・子育てを取り巻く状況、第2期子ども・子育て支援事業計画の評価

1 こども・子育てを取り巻く状況～酒田市の現状と課題～

(1) 人口構成と将来の予測

- 出生数の減少と死亡数の増加により人口の減少が続いています。
- 年少人口（15歳未満）が約1割、老年人口（65歳以上）が約4割となっています。
- 令和10年頃には8万人台になる見込みです。

近年の人口動態は、平成18年以降平成23年を除き1,000人以上の減少が続いており、令和5年には実増減が1,606人の減少（自然動態1,434人減、社会動態172人減）となっています。自然動態と社会動態を比較すると、平成20年までは転出超過による社会減が出生数減少等による自然減を上回っていましたが、平成21年以降は自然減が社会減を上回り、令和5年は自然減が約9割を占めるに至り、出生数の減少と死亡数の増加による自然減が大きな課題となっています。（図表2-1）

（図表2-1） 人口動態 (人)

		平成20年	平成21年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
自然動態	出生	859	784	522	481	458	431
	死亡	1,371	1,383	1,533	1,617	1,621	1,865
	増減	△512	△599	△1,011	△1,136	△1,163	△1,434
社会動態	転入	2,511	2,544	2,189	2,206	2,361	2,304
	転出	3,255	3,005	2,337	2,452	2,598	2,476
	増減	△744	△461	△148	△246	△237	△172
実増減		△1,256	△1,060	△1,159	△1,382	△1,400	△1,606
世帯数		41,366	41,443	42,325	42,471	42,600	42,458

資料：住民基本台帳

人口の年齢別構成をみると、0歳から14歳までの年少人口は、平成12年の18,087人に対して、令和6年3月末には9,049人（9,038人減）となり、総人口に対する割合では14.9%から9.5%（5.4ポイント減）と低下が続いています。同様に、15歳から64歳までの生産年齢人口も、平成12年の75,536人に対して、令和6年3月末には50,167人（25,369人減）となり、総人口に対する割合は62.1%から52.8%（9.3ポイント減）となっています。一方、65歳以上の老年人口¹は、平成12年の27,991人から令和6年3月末には35,815人（7,824人増）となり、総人口に対する割合でも23.0%から37.7%（14.7ポイント増）と上昇しています。（図表2-2）

1 65歳以上の老年人口：総人口に占める割合が21%を越えた社会を超高齢社会と定義しています。

■第2章 こども・子育てを取り巻く状況、第2期子ども・子育て支援事業計画の評価

(図表 2-2) 総人口、年齢別人口の推移

(人)

		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和2年	令和6年 3月末
総人口		121,614	117,577	111,151	106,244	100,273	95,031
年 齢 別	0～14 歳	18,087	16,058	14,123	12,168	10,313	9,049
		14.9%	13.7%	12.7%	11.5%	10.3%	9.5%
	15～64 歳	75,536	71,028	65,190	59,168	53,697	50,167
		62.1%	60.4%	58.7%	55.9%	53.6%	52.8%
	65 歳以上	27,991	30,491	31,835	34,518	36,263	35,815
		23.0%	25.9%	28.6%	32.6%	36.2%	37.7%

資料：令和2年までは国勢調査（※平成17年までは旧1市3町で合算）※総人口は年齢不詳を含む。令和6年3月末は住民基本台帳

人口推計によれば、現在のペースで減少が続けば、本市の人口は令和10年には9万人を割り込み、令和12年には約8万7千人となり、令和27年には約6万7千人まで減少すると予測されています。(図表 2-3, 2-4)

(図表 2-3) 人口予測（短期）

(人)

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
酒田市	93,463	91,882	90,299	88,711	87,129

資料：コーホート変化率法²により、令和4～6年の3月31日の住民基本台帳人口より推計したもの

(図表 2-4) 人口予測（長期）

(人)

	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
酒田市	93,675	86,969	80,357	73,766	67,200

引用：人口動向分析・「将来人口推計のための基礎データ（令和6年4月版）」（内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局内閣府地方創生推進室）

2 コーホート変化率法：コーホートとは、同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す。コーホート変化率法とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

(2) 出生・結婚

- 合計特殊出生率は低下傾向にあり、令和4年は国・県を下回りました。
- 男女共に、平均初婚年齢は横ばいで推移していますが、未婚率は上昇しています。
- 近年、婚姻率は横ばいで推移していますが、離婚率は低下しています。

合計特殊出生率³は、全国で令和5年に1.20となり、統計を取り始めて以降最も低くなりました。8年連続で前の年を下回り、長期的に人口維持できる水準（人口置換水準⁴）の2.07を大きく下回っています。一方、本市の合計特殊出生率は、平成24年に1.36と最低を更新し、その後一時的に上昇しましたが令和4年には1.22まで低下し国・県を下回っています。（図表2-5）

（図表2-5） 合計特殊出生率の推移

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和4年
国	1.54	1.42	1.36	1.26	1.39	1.45	1.33	1.26
県	1.74	1.69	1.62	1.45	1.48	1.48	1.37	1.32
市	1.76	1.68	1.57	1.47	1.49	1.51	1.36	1.22

資料：山形県統計年鑑 ※平成17年以前は旧酒田市の数値。

合計特殊出生率低下の主要因の一つとして、晩婚化の進行があげられます。本市の平均初婚年齢をみると、令和4年は男性が31.0歳、女性が29.3歳で、平成12年と比べると男性で1.0歳、女性で2.2歳それぞれ遅くなっていますが、大きな変化はなく横ばいの傾向が見られます。また、年代別未婚率は、国・県と同じく男女ともに25～49歳までの全ての年齢層で割合が上昇しています。（図表2-6、2-7、2-8）

（図表2-6） 平均初婚年齢の推移

（歳）

	男 性					女 性				
	平成12年	平成22年	平成27年	令和2年	令和4年	平成12年	平成22年	平成27年	令和2年	令和4年
国	28.8	30.5	31.1	31.0	31.1	27.0	28.8	29.4	29.4	29.7
県	29.0	29.9	30.6	30.9	30.4	26.6	28.1	28.8	29.2	29.1
市	30.0	29.9	31.2	30.8	31.0	27.1	28.5	29.1	29.4	29.3

資料：山形県保健福祉統計年報 ※平成12年までは旧1市3町の平均。

3 合計特殊出生率：人口に対して生まれたこどもの数を表す指標の一つです。その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間にこどもを生むとしたときのこどもの数に相当し、人口動態の出生の傾向をみるときの主要な指標となっています。

4 人口置換水準：将来に人口の増減がない状態を維持するために必要な合計特殊出生率の水準のことです。

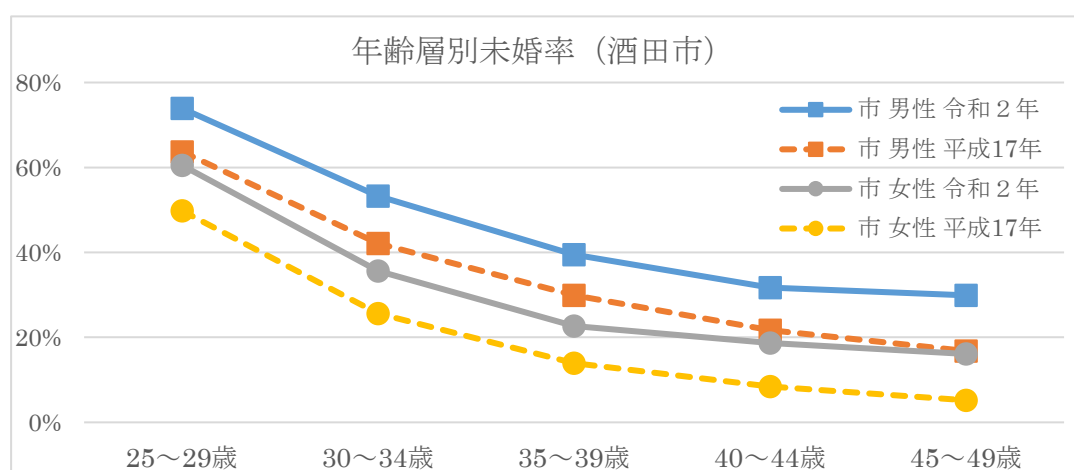
(図表 2-7) 年齢層別未婚率

(%)

	年齢層 (歳)	男 性				女 性			
		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
国	25～29	71.6	71.8	72.7	76.4	59.4	60.3	61.3	65.8
	30～34	47.2	47.3	47.1	51.8	32.2	34.5	34.6	38.5
	35～39	30.2	35.6	35.0	38.5	18.6	23.1	23.9	26.2
	40～44	22.1	28.6	30.0	32.2	12.1	17.4	19.3	21.3
	45～49	17.2	22.5	25.9	29.9	8.2	12.6	16.1	19.2
県	25～29	64.9	66.7	69.8	73.5	50.3	52.8	56.6	59.8
	30～34	44.9	43.3	45.8	50.0	26.0	28.3	30.6	34.0
	35～39	33.6	32.8	33.4	36.7	15.5	18.1	19.8	21.9
	40～44	22.9	27.3	28.6	29.5	9.1	12.3	15.5	17.2
	45～49	18.8	20.9	25.5	27.2	6.1	8.3	11.9	14.8
市	25～29	63.7	66.8	70.6	73.9	49.8	50.5	56.7	60.5
	30～34	42.1	45.7	49.0	53.3	25.6	29.7	30.2	35.6
	35～39	29.9	35.1	35.6	39.5	13.9	18.6	20.4	22.7
	40～44	21.7	29.7	30.0	31.7	8.4	13.6	16.7	18.7
	45～49	16.8	21.5	28.1	29.9	5.2	9.0	13.4	16.1

資料：国勢調査 ※市について、平成17年までは旧1市3町の合算

(図表 2-8)



婚姻率（人口千人あたりの婚姻件数）は、全国を1ポイント下回っていますが、県と同じ割合で、横ばいで推移しています。（図表 2-9）

離婚率（人口千人あたりの離婚件数）については、全国を0.37ポイント、県を0.06ポイントそれぞれ下回り、低下傾向となっています。（図表 2-10）

■第2章 こども・子育てを取り巻く状況、第2期子ども・子育て支援事業計画の評価

(図表 2-9) 婚姻率（人口千人対）の推移

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和4年
国	6.4	6.4	5.7	5.5	5.1	4.3	4.1
県	5.2	5.6	4.7	4.4	4.0	3.3	3.1
庄内地域	4.9	5.2	4.3	4.0	3.7	3.1	3.0
市 (件数)	4.7 (638)	4.5 (674)	4.3 (507)	4.0 (445)	3.7 (386)	3.0 (295)	3.1 (303)

資料：山形県保健福祉統計年報

(図表 2-10) 離婚率（人口千人対）の推移

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和4年
国	1.6	2.1	2.1	2.0	1.81	1.57	1.47
県	1.1	1.6	1.7	1.6	1.35	1.28	1.16
庄内地域	1.0	1.5	1.7	1.5	1.33	1.26	1.11
市 (件数)	0.9 (126)	1.8 (192)	1.7 (200)	1.5 (171)	1.34 (141)	1.25 (125)	1.10 (107)

資料：山形県保健福祉統計年報

(3) 世帯状況・居住環境

- 三世帯同居の割合は全国1位の山形県平均（13.9%）より低くなっていますが、全国類似都市の中では高い割合となっています。
- 夫婦共働きの割合は、全国類似都市の平均を上回っています。
- 住宅は、持ち家の割合が高くなっています。

山形県の三世帯同居率は13.9%と高く、全国1位となっています。本市は、県平均より低い12.1%で低下傾向ですが、全国類似都市⁵（平均6.5%）の中では高い割合となっています。また、本市の共働き世帯率も57.6%と高く全国類似都市（平均54.1%）の中でも上位となっています。

（図表2-11）

本市は、三世帯同居率が高いことを背景に祖父母の協力を得やすく働きやすい環境にあるといえますが、祖父母世代の就業期間の長期化などが子育て世帯に影響を与えていると推測されます。

（図表2-11） 世帯の状況（全国類似都市比較） (％)

順位	三世帯同居率			順位	共働き世帯率		
1	山形県	鶴岡市	15.1	1	山形県	鶴岡市	61.0
2	岩手県	一関市	13.4	2	岩手県	奥州市	59.6
3	岩手県	奥州市	13.1	3	山形県	酒田市	57.6
4	山形県	酒田市	12.1	4	岩手県	一関市	57.1
5	宮城県	大崎市	11.7	5	埼玉県	朝霞市	56.4
6	佐賀県	唐津市	10.7	6	栃木県	那須塩原市	56.2
7	熊本県	八代市	8.4	7	佐賀県	唐津市	56.1
8	栃木県	那須塩原市	7.4	8	沖縄県	浦添市	55.7
・	・	・	・	・	・	・	・
20	鹿児島県	鹿屋市	1.7	20	大阪府	門真市	46.8
類似都市平均			6.5	類似都市平均			54.1
山形県(全国1位)			13.9	山形県(全国3位)			59.9

資料：令和2年国勢調査

居住環境として、令和2年の国勢調査によれば、山形県の持ち家率は74.8%で全国第3位と高く、本市の持ち家率はそれよりも高い77.1%となっています。本市における持ち家以外の割合は、民間の借家が17.4%、給与住宅⁶が2.7%、公営の借家が2.2%で続いています。

5 全国類似都市：市町村の財政状況（歳入・歳出など）を産業構造と人口規模の2つの属性で分類したもの。国勢調査が実施された令和2年において酒田市はⅢ-1類型（20都市）に該当しています。

6 給与住宅：勤務先の会社・官公庁・団体などの所有または管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合をいいます。

(4) 女性の就労状況

- 女性の就業率はすべての年齢層で上昇しています。
- M字カーブの谷は30～34歳にありますが、谷はなくなる傾向にあります。

日本の女性の就業率を年齢層別にみたとき、結婚・出産時期にあたる30代の就業率が低下する「M字カーブ⁷」という特徴があげられます。これは、出産・育児を機にいったん離職し、その後育児が終わってから再び働き出す女性が多いことを示しています。30代の就業率低下は依然として見られるものの、すべての年齢層で就業率が上昇しています。(図表2-12、2-13)

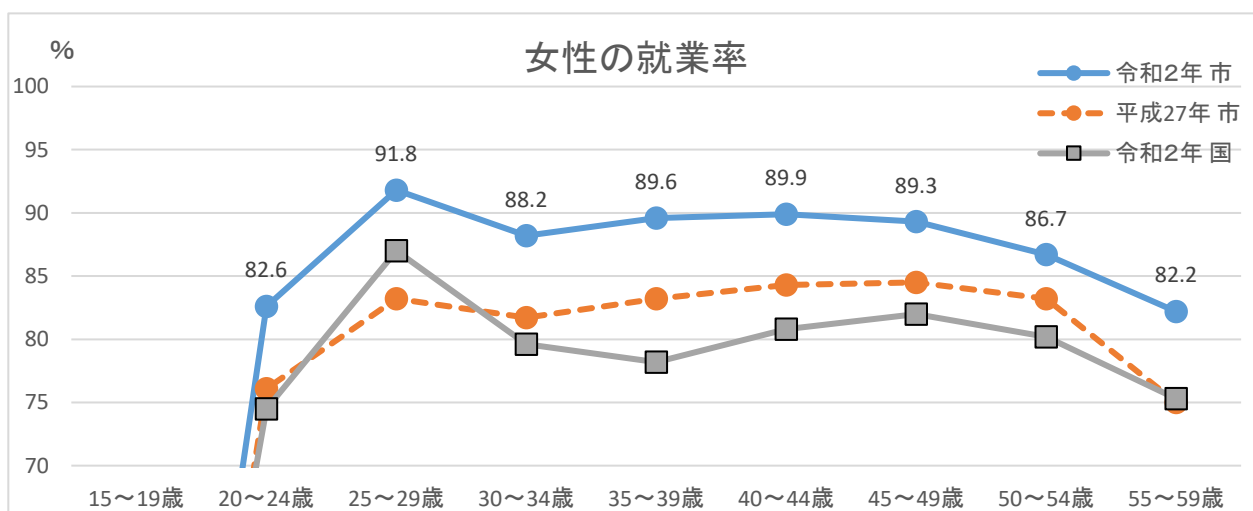
本市の女性についても、M字カーブはほとんどなくなりつつあり全国に比べて30代の就業率低下は小さくなっています。20歳以上(59歳以下)の女性はこの年代においても8割以上が就業しており、夫婦共働き率の高さにも反映されていることがうかがえます。

(図表 2-12) 女性の就業率 (%)

年齢層	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59
市 (就業者数/人)	13.1 (257)	82.6 (1,183)	91.8 (1,541)	88.2 (1,767)	89.6 (2,219)	89.9 (2,663)	89.3 (2,977)	86.7 (2,729)	82.2 (2,748)
H27(市) (就業者数/人)	11.0 (235)	76.1 (1,134)	83.2 (1,633)	81.7 (2,021)	83.2 (2,459)	84.3 (2,816)	84.5 (2,684)	83.2 (2,809)	75.0 (2,778)
全国	16.9	74.5	87.0	79.6	78.2	80.8	82.0	80.2	75.3

資料：令和2年国勢調査

(図表 2-13) 女性の就業率



7 M字カーブ：日本女性の年齢階級別の就業率をグラフにとると、30～39歳の就業率が落ち込んで、アルファベットの「M」の文字を描いていることを表します。

(5) こどもの状況

- 0歳から14歳までの年少人口は減少が続いています。
- 就学前児童数の減少に伴い、保育所や認定こども園などに通園している児童総数は減少していますが、1歳・2歳の通園児割合は上昇しています。
- 児童虐待の相談・認定件数は、全国的に増加していますが本市においては年により増減がみられます。

本市の年少人口は令和6年3月末現在9,049人で、24年前の平成12年の国勢調査と比べると、ほぼ半分に減少しています。特に0歳から4歳は平成12年の約4割の人数となっており、出生数が減少していることがうかがえます。(図表2-14)

(図表2-14) 年少人口 (人)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和6年 3月末
年少人口総数	18,087	16,058	14,123	12,168	10,305	9,049
0～4歳	5,581	4,810	4,080	3,458	2,871	2,366
5～9歳	5,954	5,404	4,730	4,034	3,441	3,079
10～14歳	6,552	5,844	5,313	4,676	3,993	3,604

資料：令和2年までは国勢調査（※平成17年までは旧1市3町で合算）。令和6年3月末は住民基本台帳

就学前児童は、46.8%が認可保育所、34.6%が認定こども園⁸、2.0%が認可外保育所に通園しています。年齢別にみると、3歳児から5歳児のほとんどが保育所や認定こども園などに通園しています。(図表2-15)

(図表2-15) 就学前児童の状況(令和6年5月1日現在) (人)

児童の状況	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	施設別通園 児割合(%)
児童総数	382	465	491	484	544	516	2,882	
認可保育所	61	225	245	265	288	266	1,350	46.8
認定こども園	30	131	158	205	239	234	997	34.6
幼稚園								
認可外保育所	5	17	19	9	5	4	59	2.0
広域委託保育所	3	2	1	3	1	4	14	0.5
はまなし学園	0	0	0	5	10	12	27	0.9
地域型事業	1	3	2	0	0	0	6	0.2
通園児計	100	378	425	487	543	520	2,453	85.1
通園児割合(%)	26.2	81.3	86.6	100.6	99.8	100.8	85.1	

資料：保育こども園課作成

※児童総数は、各年3月31日現在。端数処理により各項目の割合と合計が合わない場合がある。

※保育所とはまなし学園に二重在籍している児童がいることや、地域型保育所・認可外保育所の数値には市外からの通園児を含むため、通園児割合が100%を超える場合がある。

8 認定こども園：幼稚園や保育所等がその機能を保持したまま二つの機能（就学前のこどもに教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援機能）を備える施設について、都道府県が認定する施設です。

■第2章 こども・子育てを取り巻く状況、第2期子ども・子育て支援事業計画の評価

育児休業取得期間の長期化などから0歳児の通園児割合は減少傾向がみられますが、1歳・2歳児は増加傾向にあり、今後も低年齢児の通園割合は高い割合で推移していくと見込まれます。
(図表 2-16)

(図表 2-16) 年齢別の通園児割合の推移(5月1日時点) (人)

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
令和2年	児童総計	541	531	618	644	691	666	3,691
	通園児計	173	399	497	644	690	662	3,065
	通園児割合	32.0%	75.1%	80.4%	100.0%	99.9%	99.4%	83.0%
令和3年	児童総計	490	555	521	613	656	687	3,522
	通園児計	139	428	437	607	652	686	2,949
	通園児割合	28.4%	77.1%	83.9%	99.0%	99.4%	99.9%	83.7%
令和4年	児童総計	472	485	547	522	609	641	3,276
	通園児計	129	392	466	522	607	638	2,754
	通園児割合	27.3%	80.8%	85.2%	100.0%	99.7%	99.5%	84.1%
令和5年	児童総計	441	496	483	544	516	604	3,084
	通園児計	109	396	418	538	516	607	2,584
	通園児割合	24.7%	79.8%	86.5%	98.9%	100.0%	100.5%	83.8%

資料：保育こども園課作成

※児童総数は、各年3月31日現在。

※保育所とはまなし学園に二重在籍している児童がいることや、認定こども園・地域型保育所・認可外保育所の数値には市外からの通園児を含むため、通園児割合が100%を超える場合がある。

児童虐待については全国的に増加している中、山形県内の児童虐待認定件数も増加しており、令和5年度は869件で過去最多の件数となっています。本市では相談の件数、認定件数とも年により増減がみられますが、就学前の子どもが被害者の過半を占める状況が続いています。(図表 2-17)

(図表 2-17) 虐待の状況について (件)

区分	相談件数 (総件数)	虐待認定件数				
		件数	内訳			
			就学前	小学生	中学生	高校生等
令和元年度	88	54	26	19	6	3
令和2年度	71	41	20	13	8	0
令和3年度	31	12	7	4	1	0
令和4年度	42	15	4	7	4	0
令和5年度	56	32	16	13	3	0

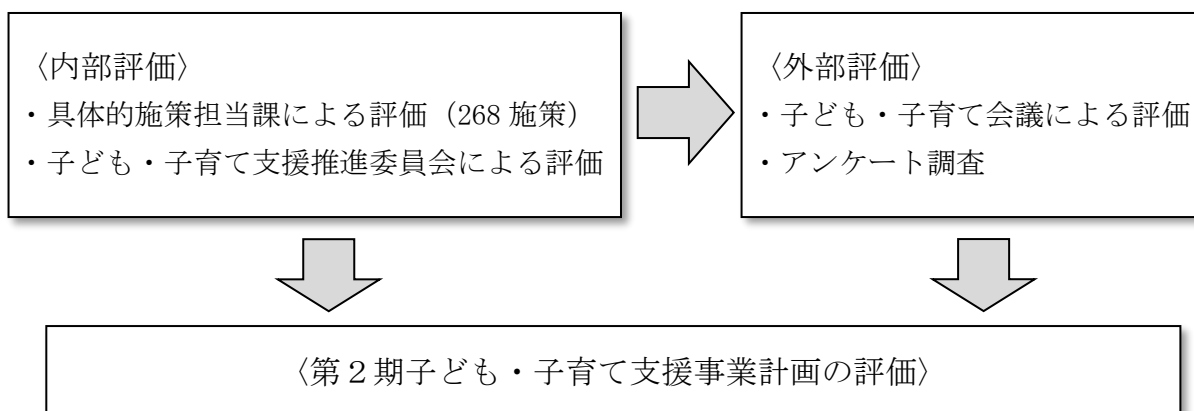
資料：こども未来課作成

※相談件数は虐待の疑いがある相談として把握した件数。虐待認定件数は相談件数のうち虐待と認定した件数。

2 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価

(1) 評価の流れ

令和6年6月現在の進捗状況を基に評価



(2) 総合評価

評価指標	
●子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合	
【平成30年…39%】 → 【令和6年…67%】	※アンケート調査
●出生数	
【平成30年…552人】 → 【令和5年…431人】	※酒田市統計

子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合は、現計画策定時に比べて大幅に増え、特に未就学児の保護者は75%と高い割合になっています。不安や負担を感じる内容は、子どもの年齢区分のすべてにおいて「子育てで出費がかさむ」が最も割合が高くなっており、「自分の自由な時間が持てない」、「子育てによる身体の疲れが大きい」がそれに続いています。経済的な負担感の大きいことがうかがわれることから、さまざまな形で負担の軽減を進めることが求められています。

また、出生数は現計画策定時から約2割減少しています。今後も減少傾向が続くと見込まれますが、子育てへの不安や負担を和らげることで少子化の進行を緩やかにする必要があります。

(3) 基本施策ごとの評価

◆基本施策1 地域で子育てを支援する環境づくり

評価指標
●気軽に相談できる人がいると認識している割合 【平成30年…94%】→【令和6年…85%】 ※アンケート調査
●気軽に相談できる場所があると認識している割合 【平成30年…73%】→【令和6年…45%】 ※アンケート調査
●希望どおりに保育サービスを利用できている（できた）と感じる割合 【平成30年…73%】→【令和6年…82%】 ※アンケート調査

気軽に相談できる人がいる、あるいは気軽に相談できる場所がある割合は、現計画策定時に比べてどちらも低下しています。相談場所として子育て支援センターやこども家庭センター「ぎゅっと」などの公的機関をあげているのは約1割となっているため、相談機関の周知を図るとともに利用しやすくすることで、相談先の選択肢を増やすことが必要です。希望どおりに保育サービスを使えている（できた）と感じる割合は、現計画策定時から約9ポイント増加し満足度が高まっています。一方、利用できていない（できなかった）保育サービスで割合が高いものは、「病児・病後児保育」「延長保育」「学童保育」の順となっています。子育て世帯の家庭環境に対応したサービスの充実が求められています。

【成果と課題】（特記事項）

施策の方向性1 地域における子育て支援の充実	
成果	○令和3年度から子育て支援課内に子ども・家庭総合支援室を設置し、専門職を増員するとともに学校教育課との兼務職員を配置することで体制を強化した。また、令和5年度からはこども未来課内に子ども・家庭総合支援拠点及び子育て世代保活支援センターの機能を併せ持つこども家庭センター「ぎゅっと」を設置し、母子保健、児童福祉、発達支援の専門職（保健師、社会福祉士、助産師、臨床心理士等）配置により妊娠期から子育て期まで一体的に相談を受けられる体制となった。（具体的施策 No. 1） ○令和3年度に開設したみなと保育園に子育て支援センターを設置し、きめ細かな相談対応を通じて子育て世帯の精神的負担の軽減を図った。（具体的施策 No. 7） ○令和5年7月から子育て支援医療費助成の対象を高校卒業年齢まで拡大し、子育て世帯の経済的負担の軽減につながった。（従来の対象は中学卒業まで）（具体的施策 No. 12） ○令和3年度から多胎児養育支援員派遣事業の対象を2人以上の多胎児を養育する家庭とし利便性の向上につながった。（従来の対象は3人以上の多胎児）（具体的施策 No. 16）

施策の方向性1 地域における子育て支援の充実	
課題	○こども家庭センターの適正な運営（啓発・運営）のため、関係機関との連携や妊娠期から子育て期まで継続的に相談できるの周知を図る必要がある。（具体的施策 No. 1） ○マイナ保険証への移行に合わせて、マイナンバーカードを医療費助成の受給者証として利用する情報連携システムにより医療機関と自治体の情報共有を進める必要がある。（具体的施策 No. 12 関連） ○産前産後サポート事業、産後ケア事業の拡充により、産後の支援をより受けやすい環境を整備する必要がある。（具体的施策 No. 20）
施策の方向性2 子ども・子育て支援の充実	
成果	○令和3年度に開設したみなと保育園で休日保育事業を実施し、子育て世帯の就労支援の充実を図った。（具体的施策 No. 17） ○「病児保育事業の実施」において、より利用しやすい環境を整えるため、病児・病後児保育事業登録申請をICT化により24時間受付可能とするシステムを令和6年度から導入している。（具体的施策 No. 27）
課題	○保育の仕事まるわかりフェアは、参加者の減少により事業終了を含めた検討が必要となっている。（具体的施策 No. 35 関連） ○はまなし学園と保育園との交流保育について、現在は隣接する松陵保育園と毎週火曜、水曜、金曜日に交流を行っている（火曜、水曜ははまなし学園園児が松陵保育園に行き、金曜は松陵保育園園児がはまなし学園に行っている）。令和7年度末に松陵保育園が閉園することから、受け入れ先の検討や実際に行く方法等について検討していく必要がある。（具体的施策 No. 32） ○医療的ケア児の個別避難計画について、保護者から同意を得られた世帯のうち、とくに優先順位が高いと思われる電源が必要な世帯の分について令和6年度中の完成を目指して作成中である。また、同意を得られていない世帯についても、機会を捉えて説明と同意の取り付けに努めていく。受入れガイドラインの作成について、他市の動向を参考にしつつ保育こども園課と連携をとりながら作成の手順や役割分担等を検討していく。（具体的施策 No. 34）
施策の方向性3 子どもと保護者の居場所づくりの推進	
成果	○大規模学童保育所の宮野浦学童保育所と若浜学童保育所について、それぞれ令和3年度に第2学童保育所を整備し環境の改善を図った。（具体的施策 No. 38） ○各種情報の提供や広報の協力による支援を行い、様々に工夫を凝らした子ども食堂の運営が市内4カ所で継続された。（具体的施策 No. 50）
課題	○子育てを楽しむことができる環境の整備、悪天候時などにおいても子どもがからだを動かして遊ぶことができる施設の在り方、不登校や不登校傾向の子どもたちの居場所について引き続き検討が必要である。（具体的施策 No. 51 関連）

◆基本施策2 次代を担う若者を支援する環境づくり

評価指標
●若者が酒田で生活や子育てをしたいと思う割合 【平成30年…25%】→【令和6年…26%】 ※アンケート調査（高校生）

若者が酒田で生活や子育てをしたいと思う割合は、計画策定時から1ポイント上昇しています。したいと思う理由は「自然環境が豊か」が最も多く、「家族と一緒にいたい」「人情味がある」がそれに続いています。一方、思わない理由は「交通の便が悪い」が最も多く、「希望する職業に就けない」「買い物などが不便」「町に活気がない」がそれに続いています。なお、中学生・小学生にも調査しており、したいと思う割合はそれぞれ40%・48%という結果でした。高校生と中学生との差が大きくなっていること、高校生では「わからない」が4割を占め最も多いことが特徴として挙げられます。進学や就職などで市外へ転出する高校生のUターンを促すためには、自然環境や住民気質の特長は維持しながら、就業環境の充実や商業施設・レジャー施設等の充実による利便性の向上が求められます。

【成果と課題】（特記事項）

施策の方向性1 子育ての喜びを実感できる環境づくり	
成果	○高校生を対象にした乳幼児ふれあい体験を実施した。（具体的施策 No. 52）
施策の方向性2 若者の暮らしの希望がかなう環境づくり	
成果	○新規就農者等を対象に「酒田もっけ田農学校」を運営し、栽培管理や技術の習得を支援した。（具体的施策 No. 62） ○令和2年度から令和5年度まで、東北公益文科大学の卒業生46人（平成28年度～令和4年度卒業）に対して奨学金返還の支援を行い、定住促進に寄与した。（具体的施策 No. 66） ○令和4年度から大学等を受験する高校生の保護者を対象に受験費用の支援を行い、家庭の経済状況によらず高等教育を受ける機会の確保を図った。（上限／10万円）また、令和6年度からは受験に向けた模擬試験の費用への支援も開始した。（上限／高校生8千円、中学生6千円）（具体的施策 No. 67） ○ハローワーク酒田主催のオンライン座談会への参加や、移住ポータルサイトの改修など、U I J ターン人材バンクについての情報発信に注力したほか、求職者へは伴走型の支援を行い地元企業求人とマッチングに努めた。（具体的施策 No. 67） ○令和3年度から「結婚新生活支援事業費補助金」により新婚世帯に対し住宅費用等の経済的支援を行い、新生活の円滑なスタートアップを後押しした。

施策の方向性2 若者の暮らしの希望がかなう環境づくり	
課題	○経営リスクを負っている新規就農者が、安心して農業を始めることができる環境を整え、就農直後の不安定な農業経営を支援するため、もっけ田農学校などの技術研修の拡充や、さらなるフォローアップ体制の強化、関係機関と連携した支援の検討が必要である。(具体的施策 No. 62) ○出会いの機会の創出に向けて、結婚サポーターによる仲介やイベント開催等に取り組んでいるが、若者のニーズに合った支援のあり方について検討が必要である。(具体的施策 No. 64、65) ○人口減少の抑制及び東北公益文科大学卒業生の地元定着を促進するため、奨学金支援制度をはじめとした経済的負担への支援の在り方や効果的な周知について検討が必要である。(具体的施策 No. 66 関連)

◆基本施策3 親と子の健康を守る環境づくり

評価指標
●妊娠から出産までの支援に対する満足度 【平成30年…51%】 → 【令和6年…55%】 ※アンケート調査

妊娠から出産までの支援への満足度は、現計画策定時から若干上昇しています。未就学児の保護者で比較した場合でも現計画策定時より満足度が約6ポイント上昇しており、支援の効果が表れていると考えられるため、現在の枠組みの支援を継続することが求められます。

【成果と課題】（特記事項）

施策の方向性1 安心して妊娠、出産できる体制の整備	
成果	○歯科健診助成の対象を令和3年度から産婦に、令和5年度からはパートナーにも拡大し、生まれてくる子どもの健康のために親が口腔内の状況を知り生活習慣を見直すことで、早産予防や子どもの歯と口腔の健康づくりに繋がるよう支援を行った。（具体的施策 No. 70） ○令和4年度から不妊治療が医療保険適用されたことに伴い、特定不妊治療（男性不妊治療を含む）の助成を終了し、医療保険適用の1回の生殖補助医療（体外受精・顕微授精）、男性不妊治療、併用して実施する先進医療の自己負担（山形県助成と高額療養費控除後）に対し上限9万円の助成を開始することで、医療費の負担軽減を図った。（具体的施策 No. 84） ○令和5年度から子育て世帯訪問支援事業を実施し、支援員を派遣する育児支援・家事支援により養育支援を充実させた。（具体的施策 No. 92）
課題	○産婦の産後うつや育児不安の軽減等を図るため、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦健康診査への助成を検討し、産科医療機関との連携を図りながら妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を構築する必要がある。（具体的施策 No. 90 関連）
施策の方向性2 親子の健康の増進	
成果	○令和5年度から生後2、3日目の新生児が受ける新生児聴覚検査費用の助成（初回検査のみ上限3,500円）を開始し、先天性難聴の早期発見・早期療養につなげた。（具体的施策 No. 103 関連） ○子どもの急病・怪我等に対応するため酒田地区医師会、酒田地区薬剤師会との連携による休日診療所を開設し、コロナ禍においても発熱症状の有無により診療時間帯を分けて感染対策を行いながら診療体制を維持した。子どもの休日等における初期救急医療体制が確保され、保護者の不安解消につながった。（具体的施策 No. 114）

施策の方向性2 親子の健康の増進	
課題	○出産後から就学前までの切れ目のない健康診査実施の体制整備に向け、1か月健康診査への助成、5歳児健康診査の実施等について今後も関係機関との検討、連携を継続する必要がある。(具体的施策 No. 103 関連) ○酒田地区では現在開業している小児科医の高齢化等により、休日診療所に従事する小児科医の負担が増加しているため、今後も小児科医の確保について県や国へ働きかける必要がある。(具体的施策 No. 114)
施策の方向性3 食育の推進	
成果	○米飯学校給食において、小学校は100%酒田産米、中学校は100%県産米を提供し、ブランド米給食として、全小中学校でつや姫給食、雪若丸給食を実施した。また、県産米100%使用した米粉パン給食を全小中学校で実施した。(具体的施策 No. 121) ○食育月間での市庁舎フリースペース内での展示においても、優良活動賞受賞者の活動を紹介し周知を図った。(具体的施策 No. 122)

◆基本施策4 子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり

評価指標
●子どもの教育環境が整備されていると感じる割合 【平成30年…54%】→【令和6年…54%】 ※アンケート調査

子どもの教育環境が整備されていると感じる割合は、現計画策定時と同じ結果となりましたが、子どもの年齢区分でみた場合、未就学児の保護者では現計画策定時より約7ポイント上昇したのに対し、小学生の保護者では約4ポイント低下しています。保護者が求める教育環境が多様化・複雑化する一方、人口減少社会において提供体制をどう確保していくかが課題と言えます。

【成果と課題】（特記事項）

施策の方向性1 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備	
成果	○非認知能力にあたる「根の力」の育成を合言葉に小中一貫教育を推進しており、諸調査での児童生徒の回答では関連事項への肯定的な回答が増えている。（具体的施策No.131） ○市としての課題を踏まえ、教職員全員対象の講演会や生徒指導研修、学級経営研修会などで教職員の資質向上を図ることができた。（具体的施策 No. 133） ○総合的な学習の時間等において、それぞれの地域の特色を生かして地域の人材やものを活用した学習が進められており、キャリア教育にもつなげている。（具体的施策 No. 145） ○令和5年度から児童生徒の一人1台端末を活用した「なやみ相談 SOS」を実施し、直接児童生徒が相談専門員と相談ができる環境を整えたことで、これまで以上に子どもたちの声を受け止め支援すること、必要に応じて関係機関等につなぐことができた。（具体的施策 No. 147） ○ボランティア・公益活動センター主催の「夏のボランティア体験（夏ボラ）」は、コロナ禍でも実施時期を延ばすなどの工夫をして開催することができた。（具体的施策 No. 156） ○学区改編による学校規模適正化を計画的に進め、教職員の指導体制や児童相互が学びあう環境が充実し学校運営や児童生徒の学校活動等の活性化が図られた。（令和4年4月田沢小学校が南平田小学校へ統合）（具体的施策 No. 165） ○安全で安心な学校施設とするために、改修・改築工事、耐震補強工事、グラウンド改修工事、トイレ改修工事を計画的に実施した。また、全小中学校の普通教室へ冷房を設置する事業にも着手した。（具体的施策 No. 166, 167）

施策の方向性1 子どもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備	
課題	○姉妹・友好都市の青少年との対面交流（オンライン含む）や作品交換等を通じた交流機会の創出を図る必要がある。（具体的施策No.153） ○市の子どもの国内・国際交流活動については複数あり、教育課程等にも影響があることから、整理・検討が必要である。（具体的施策No.153） ○体験メニューのうち子育てや介護など福祉的な内容が多くなっているため、幅広いメニューを提供できるようにする必要がある。（具体的施策 No. 156） ○適正規模等に課題のある学校の改修計画を立てる上で、学校の適正規模・適正配置の整理が必要である。適正規模・適正配置については、地域や保護者の方々の理解に努めて進める必要がある。（具体的施策 No. 165）
施策の方向性2 家庭や地域の教育力の向上	
成果	○子育て支援に関する活動を行う公益活動団体に公益活動支援補助金を交付したほか、行政と公益活動団体との協働事業に公益活動団体協働提案負担金を交付して支援した。（具体的施策 No. 171）
課題	○公益活動支援補助金や公益活動団体協働提案負担金の周知を行い、申請件数の増加を図る必要がある。（具体的施策 No. 171）
施策の方向性3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	
成果	○各校が警察署や関係機関と連携し薬物乱用防止教室を実施したほか、保健体育等で喫煙や飲酒による健康被害について指導し非行防止に努めた。（具体的施策 No. 185）

◆基本施策5 子ども・子育てにやさしく安全な生活環境づくり

評価指標	
●子育て世帯にやさしい環境づくり（道路、公園、トイレ、駐車場など）を進めていると評価する割合	【平成30年…48%】→【令和6年…35%】 ※アンケート調査
●地域における交通安全活動や防犯活動が活発であると感じる割合	【平成30年…53%】→【令和6年…52%】 ※アンケート調査

子育て世帯にやさしい環境づくりを進めていると評価する割合は、現計画策定時から減少しています。公園やそれに付随する駐車場、トイレなどは子育て世帯が普段から利用する施設設備であり、利用者目線での改善の取り組みにより評価向上につなげることが期待されます。

また、地域における交通安全活動や防犯活動が活発であると感じる割合は、現計画策定時とほぼ同じとなっています。子どもの年齢区分による割合の差がほとんどなく、「どちらともいえない・分からない」の割合が2割を超えていることから、従来の活動に加えて新たな視点での取り組みが求められています。

【成果と課題】（特記事項）

施策の方向性1 良好な居住環境の確保	
成果	○バリアフリー化などの住宅リフォーム工事を対象とした補助金交付において、18歳以下の子がいる子育て世帯への割増交付を実施した。（具体的施策 No. 186）
施策の方向性2 安全で安心な生活環境の整備	
成果	○道路改良事業において、道路移動円滑化基準に基づき車道から歩道への乗入れ段差の緩和を図った。（具体的施策 No. 189） ○地域住民等が自ら計画から実施まで参画する公園施設整備を支援することで、地域に密着した特色ある公園づくりを進めた。（具体的施策 No. 193）
施策の方向性3 交通安全教育の推進	
成果	○登校時に交通指導員による立哨指導を行うとともに、交通安全教室において交通安全専門指導員、警察、地域住民などの協力による交通安全指導を行った。（具体的施策 No. 196）
課題	○登校時の立哨指導や交通安全教室への参加など積極的に活動を行っているが、登校時間帯の活動が多いため、なり手不足及び高齢化が課題となっている。また、児童の状況が変わった場合等に立哨場所などの見直しの検討を随時行う必要がある。（具体的施策 No. 196）

施策の方向性4 子どもを犯罪や災害の被害から守るための活動と被害にあった子どもの保護の推進

成果	○スクールガードリーダーが青色回転灯装備車両によるパトロール活動を実施するとともに、地域の見守り隊と連携して安全な登下校を支援した。(具体的施策 No. 202) ○令和3年度に開設したみなと保育園に福祉避難所(妊産婦対象)機能を持たせ、災害発生時に特別な配慮を必要とする妊産婦や乳幼児に対し、きめ細かな支援を行うための体制を整えた。(具体的施策 No. 205)
----	--

◆基本施策6 男女が子育てしやすい就労環境づくり

評価指標
●女性が出産後も仕事を継続している割合 【平成30年…72%】→【令和6年…66%】 ※アンケート調査

女性が出産後も仕事を継続している割合は、現計画策定時から低下しています。ただし、未就学児及び小学生の保護者をみた場合それぞれ70%、71%となっており、今後も高い割合で推移することが見込まれるため、仕事と子育ての両立するための支援が必要となります。

【成果と課題】（特記事項）

施策の方向性1 仕事と子育ての両立に向けた多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し	
成果	○結婚新生活支援事業費補助金の対象者やマタニティ教室の参加者に、男性の育休や家事育児参画に関する講座を開催するなど、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んだ。（具体的施策No.207）
課題	○ウィズ講座等の学習機会を通じ意識啓発に取り組むとともに、家事・育児の実践につながる仕掛けを検討していく必要がある。（具体的施策No.207）
施策の方向性2 男女共同による子育ての促進	
成果	○家事シェア啓発パンフレットを作成し、マタニティ教室でのミニ講座等で実際に活用しながら家事・育児のシェアを推進した。（具体的施策No.214、215） ○ウィズ講座（令和6年度：「ゆとりを生む時短家事」、「家事育児パパママ交流セミナー」）を開催し、家族で家事・育児をシェアするための雰囲気づくりや心がけ、実践的な手法を学ぶとともに、子育て中の父親の声を通じて男女共同による子育ての意義や必要性について意識啓発を行った。（具体的施策No.214、215） ○8月を「家事シェア推進月間」とし、各家庭においてパートナーと一緒に家庭内の家事分担の状況を確認し、理想の家事シェアの実践に向けた宣言を行う「家事シェアチェック宣言事業」に取り組み、パートナーや家族と協力して家事・育児をシェアする意義や必要性について意識啓発を行った。（具体的施策No.214、215）
課題	○男女共同による子育ての意識啓発に取り組むとともに、家事・育児の実践につながる仕掛けを検討していく。（具体的施策No.214、215）

◆基本施策7 特別な支援を必要とする子どもをきめ細かに支える環境づくり

評価指標
●特別な支援を必要とする子どもや家庭に対しての支援体制が整っていると感じる 【平成30年…38%】→【令和6年…35%】 ※アンケート調査

特別な支援を必要とする子どもや家庭に対しての支援体制が整っていると感じる割合は、現計画策定時から若干低下していますが、子どもの年齢区分により大きな差があります。未就学児の保護者では27%ですが、中学生の保護者では54%となっています。一方で、「どちらともいえない・分からない」の割合が全体で4割、未就学児の保護者では5割に上るため、必要となった際にどのような支援が受けられかについての周知に努める必要があります。

【成果と課題】（特記事項）

施策の方向性1 児童虐待防止対策の充実	
成果	○妊娠・出産・育児期に支援を必要とするハイリスク妊婦の情報や支援を共有するため関係機関と連携し、毎月2回支援会議を開催し適切な支援に繋げた。（具体的施策 No. 219）
課題	○児童虐待・家庭児童管理システム導入検討（具体的施策 No. 220） ○児童虐待運営マニュアル作成（具体的施策 No. 220）
施策の方向性2 障がい児等への支援の充実	
成果	○令和3年度から各種事業を実施し、身体に障がいを持つ方への理解、共生社会の推進につながった。（具体的施策 No. 241） ・令和3年度／スポーツ義足の装着体験、パラアスリーの講演 ・令和4年度／ボッチャ競技の研修、デフリンピック水泳競技金メダリスト齋藤京香選手の講演 ・令和5年度／パラリンピックトライアスロン競技銀メダリスト宇田秀生選手の講演、小学校訪問（講話）
課題	○発達に課題を抱えた児童へ切れ目のない支援を実現することを主眼にし、学校教育課と連携し、小学校へ支援内容を引き継ぐ体制や仕組みの強化を検討する。検討の結果、既存の仕組み等を変更する必要がある場合は、保育こども園課と連携し各園に丁寧な説明を行っていく。（具体的施策 No. 233）
施策の方向性3 子どもの貧困対策の推進	
成果	○令和3年度から市役所などで生理用品の無償配布を実施し、相談窓口の周知につながった。（具体的施策 No. 250）

施策の方向性4 ひとり親家庭等の自立支援の推進	
成果	○令和6年度から母子福祉ねむの木会運営費補助金を交付し、団体の安定的な運営につながった。（具体的施策 No. 262）
施策の方向性5 外国につながる子どもへの配慮・支援	
成果	○学校から要請があった場合に速やかに日本語指導講師を派遣し、日本語でのコミュニケーションが困難な児童生徒に対し学校において日本語指導を実施することができた。（具体的施策No.267） ・令和2年度／小学校1人・中学校2人（英語、中国語） ・令和3年度／小学校4人（英語、中国語、韓国語） ・令和4年度／小学校5人・中学校1人（英語、中国語） ・令和5年度／小学校3人・中学校3人（英語、中国語） ○国際交流サロンにおいて、異文化体験や交流事業、日本語学習や相談対応、るんるんバスの乗車実践等を通じて、在住外国人が酒田で安心して暮らすための支援を行った。（具体的施策No.268）

(4) 数値目標の達成状況

全体

No.	評価指標	計画策定時 (平成30年調査)	数値目標	達成状況 (令和6年調査)
1	子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者の割合	39%	35%	67%
2	合計特殊出生率	1.42	1.50	1.22
3	出生数	552人	600人	431人

基本施策1 地域で子育てを支援する環境づくり

No.	評価指標	計画策定時 (平成30年調査)	数値目標	達成状況 (令和6年調査)
4	気軽に相談できる人、場所があると認識している割合	人：94% 場所：55%	人：100% 場所：61%	人：85% 場所：45%
5	希望どおりに保育サービスを利用できている(できた)と感じる割合	73%	80%	82%
6	地域子育て支援拠点(児童センター、子育て支援センター、つどいの広場)設置箇所数	8箇所 (出張広場含む)	8箇所 (出張広場含まず)	8箇所 (出張広場含む)
7	保育所の待機児童数	0人	0人	0人
8	19時まで(以降を含む)延長保育を実施している認可保育所等数	21箇所	21箇所	21箇所
9	休日保育事業の実施施設数	1箇所	1箇所	2箇所
10	病児・病後児保育を希望したときに利用できた割合	—	90%	97%
11	一時預かりの実施施設数	17箇所	18箇所	19箇所
12	学童保育所整備及び放課後子供教室の実施による学童保育所の待機児童数	27人	0人	40人

基本施策2 次代を担う若者を支援する環境づくり

No.	評価指標	計画策定時 (平成30年調査)	数値目標	達成状況 (令和6年調査)
13	若者が酒田で生活や子育てをしたいと感じる割合	25%	28%	26%
14	乳幼児とのふれあい体験を通して子育てに対してポジティブイメージを持った割合	91%	100%	100%
15	結婚推進支援事業を利用した成婚件数	12件	15件	8件

基本施策3 親と子の健康を守る環境づくり

No.	評価指標	計画策定時 (平成30年調査)	数値目標	達成状況 (令和6年調査)
16	妊娠から出産までの子育て支援に対する満足度	51%	56%	55%
17	妊娠届出の早期提出(満11週以内)の割合	90.5%	90%	95%
18	マタニティ教室への夫の参加割合	75%	77%	91%
19	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の訪問実施割合	99.6%	100%	100%
20	乳幼児健康診査を受けていない子どもの健康状態を把握している割合	100%	100%	100%
21	3歳児健康診査でむし歯のない子の割合	86%	90%	92%
22	不妊に悩む方への特定不妊治療費助成件数	97件	100件	82件

基本施策4 子どもの心身の健やかな成長のための環境づくり

No.	評価指標	計画策定時 (平成30年調査)	数値目標	達成状況 (令和6年調査)
23	子どもの教育環境が整備されていると感じる割合	54%	59%	54%
24	中学生海外派遣事業「はばたき」参加者の満足度	100%	100%	— (事業終了)
25	赤ちゃん登校日講座を受講しての児童・生徒の満足度	90%	100%	— (事業終了)

基本施策5 子どもや子育てにやさしく安全な環境づくり

No.	評価指標	計画策定時 (平成30年調査)	数値目標	達成状況 (令和6年調査)
26	子育て世帯にやさしい環境づくり（道路、公園、トイレ、駐車場等）を進めていると評価する割合	48%	53%	35%
27	地域における交通安全活動や防犯活動が活発であると感じる割合	53%	58%	52%

基本施策6 男女が子育てしやすい就労環境づくり

No.	評価指標	計画策定時 (平成30年調査)	数値目標	達成状況 (令和6年調査)
28	女性が出産後も仕事を継続している割合	72%	79%	66%
29	働き方改革による就労環境向上セミナーの開催回数と参加者数	2回 84人	令和2・3年度累計 2回 40人	令和2・3年度累計 12回 234人
30	女性の再就職支援セミナーの開催回数と参加者数	—	令和2・3年度累計 3回 60人	令和2・3年度累計 11回 92人

基本施策7 特別な支援を必要とする子どもをきめ細かに支える環境づくり

No.	評価指標	計画策定時 (平成30年調査)	数値目標	達成状況 (令和6年調査)
31	特別な支援を必要とする子どもや家庭に対しての支援体制が整っていると感じる割合	38%	42%	35%
32	学習支援事業の実施箇所数	1箇所	2箇所	1箇所

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

こどもは社会の希望であり、未来の社会を創る力です。そして、家庭はこどもがその後の人生を歩んでいく上での生きる力や人格形成の基礎を築く出発点であり、原点です。

すべてのこどもたちの健やかな育ちを保障し、子育て支援や人口減少対策を推進していくことは、こどもや保護者が幸せを感じる社会の実現につながることはもとより、将来の社会の担い手育成の基礎をなす重要な投資であり、社会や地域全体の目標であり、共通の課題です。

このことを踏まえ、すべてのこども・若者、子育て世帯が身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる酒田市の実現を目指します。

2 基本的視点

(1) こどもの幸せを実現する視点

こどもの幸せを第一に考え、こどもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、こどもが保護者と共に過ごす時間を充実できるような取り組みを進めます。

(2) 未来の社会の担い手育成の視点

こどもは未来の社会の担い手となるという認識の下に、豊かな人間性と社会性を兼ね備えた人に成長できるよう、幼児期から質の高い教育・保育を受けられる環境を整備するとともに、長期的な視野に立ったこどもの健全育成のための取り組みを進めます。

(3) 保護者に寄り添う視点

保護者の子育てを社会が肩代わりするのではなく、寄り添い支えることにより、子育てに対して不安感や負担感、孤独感ではなく、喜びや生きがいを感じられるよう、こどもと共に親としての育ちも支えるための取り組みを進めます。

(4) 仕事と生活の調和の実現の視点

長時間労働の是正などの働き方の見直しや、育児休業、短時間勤務の取得など、仕事と生活の調和の実現に向けて、社会全体で連携した取り組みを進めていきます。

(5) 地域社会全体による支援の視点

地域や事業者を含めた地域社会全体で、さまざまな担い手の協働の下に対策を進めていきます。

3 目標と体系

【2つの目標】

生きる力と 豊かな心で
たくましく 未来をつくる
酒田のこども・若者

家庭 地域 社会
みんなで支え 育むまち
酒田



第4章 こども・子育て支援施策(具体的施策、評価指標及び数値目標)

- (1)こどもの心身の健やかな成長のための環境づくり
- (2)次代を担う若者を支援する環境づくり
- (3)子育て世帯の健康を守る環境づくり
- (4)子育てしやすい環境づくり
- (5)地域で子育てを支援する環境づくり

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業(利用者数の見込みと提供体制の確保)

- (1)教育・保育提供区域の設定
- (2)幼児期の教育・保育(利用者数の見込みと提供体制の確保)
- (3)地域子ども・子育て支援事業(利用者数の見込みと提供体制の確保)
- (4)幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- (5)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

第6章 計画の推進

- (1)役割
- (2)点検、評価

【参考】 こども施策に関する基本的な方針 (こども大綱より抜粋)

- こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

第4章 こども・子育て支援施策

1 目標の実現に向けた施策の展開

計画の目標を実現するために、以下の手順で施策を展開します。



【施策の方向性】

これまでの現状分析等を踏まえ、本計画が取り組むべき施策の方向性を示しています。

【基本施策】

施策の方向性に沿って、基本となる施策の内容を定めたものです。

【具体的施策】

基本施策ごとに、具体的な取組内容や実施主体を定めたものです。

【数値目標】

施策の方向性ごとに成果を測る評価指標及び数値目標を設定し、その結果を計画の評価に活用します。

2 施策の方向性・基本施策

本計画の目標を実現するために、5つの施策の方向性及びそれを実現するための基本施策を設定します。

◎施策の方向性1 こどもの心身の健やかな成長のための環境づくり

- 基本施策1 こどもの生きる力の育成
- 基本施策2 配慮を必要とするこどもへのきめ細かな支援
- 基本施策3 こどもの貧困対策の推進

◎施策の方向性2 次代を担う若者を支援する環境づくり

- 基本施策1 若者の暮らしの希望がかなう環境の整備
- 基本施策2 若者の移住・定住の促進

◎施策の方向性3 子育て世帯の健康を守る環境づくり

- 基本施策1 安心して妊娠、出産できる体制の整備
- 基本施策2 親子の健康の増進

◎施策の方向性4 子育てしやすい環境づくり

- 基本施策1 子育て世帯にやさしく安全な生活環境の整備
- 基本施策2 仕事と子育ての両立に向けた多様な働き方の実現

◎施策の方向性5 地域で子育てを支援する環境づくり

- 基本施策1 地域における子育て支援の充実
- 基本施策2 こどもと保護者の居場所づくりの推進

3 具体的施策

施策の方向性1 こどもの心身の健やかな成長のための環境づくり

基本施策1 こどもの生きる力の育成

次代を担うこどもたちが心身ともに健やかに成長するために、こどもの発達の連続性に留意し、こども自身が主体的、能動的に関わることができるような環境が必要です。こども・若者を権利の主体として認識し、その視点を尊重し、意見を聴き対話しながら、こどもたちの生きる力の育成に取り組みます。特に、幼児期については、保育士等の人材育成に力を入れ、こどもたちに常に質の高い幼児教育・保育を提供できるよう努めていきます。また、学童期については、第2期酒田市教育振興基本計画（後期計画）に基づき、こども一人ひとりが、変化する社会情勢の中で自らの力を生かし豊かな人生を送ることができるよう施策を推進していきます。また、保育所や認定こども園などと小学校との連携を推進し、小学校での学びや生活への円滑な接続を図ります。

【具体的施策】

（1）幼児教育・保育の充実

No.	取組内容	主な実施主体	前計画
1	職員の資質向上のための、各種研修の充実と研修機会を拡充します。	保育こども園課 学校教育課	127
2	認定こども園、保育所等の幼児教育機関としての機能を拡充し、保護者への家庭教育の重要性についての講座と啓発活動を行います。	保育こども園課 社会教育課	128
3	保育所、認定こども園から小学校への円滑な接続を図ります。	こども未来課 保育こども園課 学校教育課	130
4	小学校から中学校への円滑な接続を図ります。	こども未来課 学校教育課	131

（2）確かな学力の育成

No.	取組内容	主な実施主体	前計画
5	個々の児童生徒に適応した、早期の就学支援を推進します。	学校教育課	132
6	小中学校教員のための研修会を充実させ、指導力の向上を図ります。	学校教育課	133
7	I C Tを活用した教育の充実のため計画的な情報機器の整備と指導者の育成を行います。	学校教育課	134
8	こどもが気軽に楽しみながら科学を体験する学習機会（科学教室、ものづくり塾など）を充実させます。	学校教育課 社会教育課	135
9	専門的知識や経験を有する企業や民間団体などの多様な教育資源の活用を図ります。	学校教育課	136
10	外国語指導助手（A L T）の積極的な活用を図ります。	学校教育課	137

No.	取組内容	主な実施主体	前計画
11	発達障がいのある児童生徒への教育支援を充実させます。	学校教育課	138

(3) 豊かな心の育成

No.	取組内容	主な実施主体	前計画
12	小中一貫教育で「根の力」を合言葉に児童生徒の主体的企画運営による多様な活動を推進することで、非認知能力を育成します。	学校教育課	140 拡充
13	専門家や本物の芸術にふれる機会、発表の機会等を積極的に創出します。	文化政策課 学校教育課	141
14	道德教育の充実と他を思いやり、社会のために役立つとする「公益の心」の涵養を図ります。	学校教育課	142
15	生活体験、自然体験、職場体験などの体験学習活動を支援します。	学校教育課	143
16	学校教育と社会教育及び家庭教育の連携を推進します。	学校教育課 社会教育課	144
17	ふるさとへの愛着と誇りを醸成し、自分の将来を切り開き自立して生きていく力を育成します。	学校教育課 社会教育課	145
18	生徒の自己指導能力（その時、その場で、どのような行動が適切か、自分で考えて、決めて、実行する能力）を高める生徒指導を推進します。	学校教育課	146
19	教育相談室における来室相談、「なやみ相談 SOS」、電話相談の活発化と相談専門員による積極的な学校訪問活動を促進し、相談窓口を周知します。	学校教育課	147 拡充
20	教育支援センター等の効果的な運営を図り、不登校の児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境を整えます。	学校教育課	148
21	児童生徒理解を深めるとともに、不登校の未然防止・早期対応を行えるよう、教員の研修機会を充実させます。	学校教育課	149
22	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを効果的に活用します。	学校教育課	150 拡充
23	酒田市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止に努め、関係機関と連携しながら適切な対応に努めます。	学校教育課	152
24	こどもの国内・国際交流活動の推進に対する継続的な支援を行います。	交流観光課 共生社会課 各総合支所	153
25	高校生がインバウンドのおもてなしを学ぶ研修を行います。	交流観光課	154

No.	取組内容	主な実施主体	前計画
26	メディアや情報の効果的な活用及び情報機器との向き合い方等、情報活用能力の育成に向けた教育を地域、学校、家庭と連携して推進します。	学校教育課	155
27	小学生、中学生、高校生自身によるボランティア活動の推進と地域などで展開される市民活動への参加を促進します。	共生社会課 学校教育課	社会教育課 156
28	地域子育て支援拠点施設でのボランティア活動の積極的な受け入れを行います。	保育こども園課	157
29	市民ボランティアによる環境美化活動の推進と支援を図ります。	共生社会課	整備課 158
30	コミュニケーション能力を高め、生きる力を育むことを目指した事業の充実を目指します。(コンテンツポラリーダーシップ事業等)	文化政策課	161
31	保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点施設などでの、中・高校生、大学生を対象とした乳幼児とのふれあいの機会を充実します。	保育こども園課	52
32	看護師、幼稚園教諭、保育士などを目指す学生に体験活動の場を提供します。	保育こども園課	健康課 53
33	各学校と連携し、子育ての現状、健康づくりに関する情報を提供します。	健康課	学校教育課 54
34	パートナーと共同して子育てを行うことの意義や、喜びを理解するための学習機会を充実します。	健康課	学校教育課 56

(4) 健やかな身体の育成

No.	取組内容	主な実施主体	前計画
35	親子が一緒に楽しめる親子スポーツ教室を充実します。	スポーツ振興課	162
36	スポーツ少年団や部活動の指導者の育成と資質向上を図ります。	スポーツ振興課	163
37	総合型地域スポーツクラブの普及促進を図ります。	スポーツ振興課	164

(5) 安全・安心な学校環境の充実

No.	取組内容	主な実施主体	前計画
38	教育環境と学校活力を維持するため、学校規模の適正化を図ります。	企画管理課	165
39	老朽化している校舎及び体育館などの整備を計画的に行います。	企画管理課	166

No.	取組内容	主な実施主体	前計画
40	危機管理の徹底と家庭や地域の声を反映した学校運営を推進します。	危機管理課 学校教育課	168

基本施策2 配慮を必要とするこどもへのきめ細かな支援

児童虐待による深刻な被害や死亡事例が生じることがないように、要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待の発生予防と早期発見、対応、支援に努めていきます。虐待はこどもの心身の成長に大きな影響を及ぼすことから、虐待に関する正しい知識、予防法などの学習機会の充実や子育ての悩み等について保護者が気軽に相談できる窓口の周知が重要です。また、虐待を受けているこどもを早期に発見し、適切な支援につなげるために、市民への虐待に関する理解の促進と通告・相談先の周知に努め、地域全体で児童虐待を防止する環境づくりを進めます。

障がい児等を適切な時期に療育につなげるためには、乳幼児健康診査やその後のフォローを実施し、きめ細かに切れ目のない相談支援を行う必要があります。また、就学前児童の地域における療育の拠点である児童発達支援センター「酒田市はまなし学園」では通園児童の対応のほか、保育所等訪問支援事業を実施するなど、通園児以外の相談機能の充実を図っています。障がい児等の特性を踏まえニーズに応じた発達を支援し、身近な地域との交流の中で安心して生活できるように、放課後等デイサービスをはじめとする各種障害児福祉サービスの充実に努めていきます。

国際化の進展に伴い、今後も海外から帰国したこどもや外国人のこども、国際結婚で生まれたこどもなどの外国につながるこどもの増加が見込まれることから、円滑に教育・保育等を利用できるように、保護者及び幼児教育・保育施設等に対し必要な支援を行います。

【具体的施策】

(1) 児童虐待防止対策の充実

No.	取組内容	主な実施主体	前計画
41	適切な対応をするために、関係機関との個別ケース検討会議を開催するほか、児童相談所や学校、保育所等とのネットワーク会議を開催し連携を強化します。	こども未来課	216
42	要保護児童対策地域協議会 ¹ を設置し、代表者会議や実務者会議を開催して関係機関との連携・支援体制を充実させます。	こども未来課	217
43	妊娠・出産・育児期に支援を必要とするハイリスク妊婦の情報や支援を共有するため関係機関と連携し、定期的に情報交換会を実施します。	こども未来課	219

1 要保護児童対策地域協議会：児童福祉法の規定に基づき、要保護児童の適切な保護と健やかな成長を図るため設置し、児童に係る諸機関等が密接な連携と相互協力を行う組織です。

No.	取組内容	主な実施主体	前計画
44	乳幼児健診や保健指導などの母子保健活動、乳児家庭全戸訪問事業、地域の医療機関、医療関係団体、地域子育て支援拠点施設、保育所、認定こども園等との連携による、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭の早期把握を行います。	こども未来課 健康課	220
45	養育支援を必要とする家庭への、子育て世帯訪問支援事業などの適切な支援を行います。	こども未来課	221
46	保護者が気軽に相談できる窓口の周知と市民や関係機関に対し、虐待に関する理解と通報先の周知に努めます。	こども未来課	222

(2) 障がい児等への支援の充実

No.	取組内容	主な実施主体	前計画
47	妊婦及び乳幼児の健康診査、家庭訪問、相談、地域子育て支援拠点施設等での支援を充実し、関係機関との連携に努めます。	こども未来課 健康課	226
48	県立こども医療療育センターなど専門療育機関との円滑な連携による、療育支援の情報提供を行います。	こども未来課	227
49	保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点施設などの職員の知識習得のための研修会や学習会を充実します。	保育こども園課	228
50	相談窓口機能の周知、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の共通理解による連携を強化します。	こども未来課	229
51	臨床心理士等による保育所、認定こども園訪問を充実します（育ちのサポート事業等）	こども未来課	230
52	関係者の資質向上のための研修会や学習会を充実します。	こども未来課	231
53	市民への発達障がいについての適切な情報提供と知識の啓発を行います。	こども未来課	232
54	幼児期から小・中学校への継続した支援体制を整備します。	こども未来課 学校教育課	233
55	児童発達支援センターとしての児童発達支援や保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援及び障がい児相談支援を行います。	こども未来課	234
56	はまなし学園と県立こども医療療育センターなどの関係機関との連携による地域療育支援ネットワークを充実します。	こども未来課	235

No.	取組内容	主な実施主体	前計画
57	相談支援の充実に努め、放課後等デイサービス、短期入所などの障害児福祉サービスの受け入れ体制の拡充に努めます。	こども未来課	236
58	障がいの状況に応じた適切な補装具、日常生活用具の給付支援を充実します。	地域福祉課	237
59	特別児童扶養手当、障がい児福祉手当などの適切な給付を行います。	地域福祉課 こども未来課	238
60	障がい児を対象とした水泳教室などのスポーツ教室を充実します。	スポーツ振興課	239
61	保育所、認定こども園などでの障がい児の受け入れの推進とそのための環境整備を充実します。	保育こども園課	240
62	障がいのある人もない人も、お互いに尊厳を認め合い共に生きる「心のバリアフリー」を学ぶ機会を提供します。	スポーツ振興課 地域福祉課	241
63	特別支援学級と通常学級の交流を推進します。	学校教育課	242
64	特別支援教育に対する理解を深める取り組みを推進します。	学校教育課	243
65	県立酒田特別支援学校と連携した支援体制の充実を図ります。	学校教育課	244

(3) 外国につながるこどもへの支援

No.	取組内容	主な実施主体	前計画
66	外国籍の妊産婦への相談支援を実施します。また状況に応じてボランティア通訳を利用し、きめ細かな支援を行います。	こども未来課 健康課	264
67	外国語版母子健康手帳や翻訳アプリ等を活用し円滑な相談支援を行います。	こども未来課 健康課	265
68	保育所等に入所する日本語でのコミュニケーションが困難な幼児への必要な支援を行います。	保育こども園課	266
69	日本語でのコミュニケーションが困難な児童生徒に対し、個別に日本語を指導する講師を派遣します。	学校教育課	267
70	在住外国人と市民が互いの国際理解を深めるための各種交流事業の開催や、日本語教室・相談窓口の開設により、外国籍等の方も子育てしやすい環境づくりを進めます。	共生社会課	268

基本施策3 こどもの貧困対策の推進

こどもが、生まれ育った環境によってその将来を左右されることなく自分の人生を歩んでいけるよう、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、必要な環境整備と教育の機会均等などのこどもの貧困対策を進めていきます。こどもが貧困状態から脱し自立していくためには、貧困状態にあるこどもや家庭を早期に発見し、適切な支援へとつなぐことが重要であるため、日常的にこどもに接する機会の多い学校、保育所、認定こども園をはじめ、市や児童相談所などの各相談機関、子育て支援に取り組むNPO法人、生活自立支援センターさかたなど関係機関が連携し、経済的な問題を抱える家庭の早期発見と、見守り、支援を推進していきます。

【具体的施策】

No.	取組内容	主な実施主体	前計画
71	経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対し必要な援助を行う制度を周知します。	学校教育課	246
72	保育所や学童保育所などの優先入所、ファミリー・サポート・センターの利用などに配慮します。	保育こども園課	249
73	就労支援員による生活困窮や生活保護の子育て家庭の保護者への就労支援を行います。	地域福祉課	251
74	就労支援を効果的・効率的に行うため、福祉部門と雇用部門の各機関の連携を強化します。	地域福祉課 こども未来課	252
75	就労につながる資格取得のため、ひとり親家庭自立支援給付金事業等を行います。	こども未来課	253
76	生活保護世帯のこどもの高等学校等の進学に際し、入学料、入学考査料等を支給します。	地域福祉課	254
77	母子父子寡婦福祉資金貸付制度を周知します。	こども未来課	256
78	母子・父子自立支援員による相談の実施と要支援者の把握を行います。	こども未来課	259
79	ひとり親家庭への支援制度の周知や無料法律相談会等の相談機会の充実を図ります。	こども未来課	260
80	ひとり親家庭等のこどもを対象とした学習支援教室を実施します。	こども未来課	261 拡充
81	酒田市母子福祉ねむの木会（ひとり親家庭福祉団体）の活動を支援します。	こども未来課	262
82	大学等の受験費用及び大学・高校等受験に向けた模擬試験費用を支援します。	こども未来課	67 拡充

施策の方向性2 次代を担う若者を支援する環境づくり

基本施策1 若者の暮らしの希望がかなう環境の整備

本市でいきいきと暮らすことができる若者を増やすためには、地元定着のための施策や雇用の場の創出、雇用のミスマッチの解消などの支援が必要です。若者の地元での就職を増やし、安定した生活を営むことができるようにするため、関係機関と連携し各種施策に取り組みます。また、本市に暮らす若者の声を聴き市の政策に生かしていくほか、男女の出会いや交流の場づくりや新婚世帯への支援にも取り組みます。

【具体的施策】

No.	取組内容	主な実施主体	前計画
83	ハローワーク、若者就職支援センター、商工会議所、商工会などの関係機関と連携し、若者への就労を支援します。	商工港湾課	57
84	地元企業に対する高校生などの理解を深めることにより、地元就職を促進します。	商工港湾課	59
85	地元企業育成や企業誘致による就業機会拡大を進めます。	商工港湾課	61
86	新規就農希望者への就農支援や農業後継者に対する技術研修などを支援します。	農政課	62
87	漁業後継者の育成や活動を支援します。	農林水産課	63
88	結婚サポーターによる男女の出会いの機会を創出します。	共生社会課	64
89	結婚サポートセンター等が婚活イベントを主催し、出会いの場を創出します。	共生社会課	65
90	市長・若者カフェミーティングの実施など若者との意見交換を推進します。	市長公室 こども未来課	新規
91	酒田リビングラボ ² の開催等によりデジタル技術による地域課題の解決を図ります。	企画調整課	新規
92	講座の開催等によりアントレプレナーシップ（起業家精神）を備えた人材育成を推進します。	商工港湾課	新規
93	新規に婚姻した世帯に対し、新生活開始時の住宅費用等を支援します。	共生社会課	新規

2 酒田リビングラボ：市民と企業が協働し、ワークショップを通じて地域の課題について考え、デジタルテクノロジーを活用した新しいサービスを生み出すことで課題を解決していく活動です。

基本施策2 若者の移住・定住の促進

地方への移住ニーズの高まりを契機として、子育てを始めた世代や働き始めた世代など、移住希望者の属性などに対応した施策を総合的に展開し、認知度の向上や移住検討層の拡大につなげることで本市への移住を推進します。また、地域の教育機関や企業等の理解を深める取り組みに注力し、U I J ターン就職者への支援や地元進学者への経済的支援により若者の回帰及び定住を推進します。若者の回帰については、その時期など本人の希望に沿う形で実現できる環境の整備を推進します。

【具体的施策】

No.	取組内容	主な実施主体	前計画
94	U I J ターンを希望する若者へ、酒田市無料職業紹介所で就労支援を行います。	市長公室	58
95	東北公益文科大学をはじめとした大学等の卒業生を対象に、奨学金の返還に対する支援を行います。	市長公室 企画調整課	新規
96	東京都内に本部がある大学の学生が地方移住する場合の就職活動経費を支援します。	市長公室	新規
97	移住に関する情報発信や移住体験の機会の提供を行います。	市長公室	新規
98	移住を検討している方にお試し住宅やリモートワークの支援を行います。	市長公室	新規
99	移住した方に住宅の支援を行います。	市長公室	新規
100	移住者交流会の開催など、移住後のネットワークづくりの機会を提供します。	市長公室	新規
101	移住したひとり親世帯へ食の支援を実施します。	こども未来課	新規

施策の方向性3 子育て世帯の健康を守る環境づくり

基本施策1 安心して妊娠、出産できる体制の整備

妊娠、出産、育児についての不安等の解消を図るため、こども家庭センター「ぎゅっと」において保健師や助産師、看護師が相談等を行い、必要に応じて支援プランの作成や子育て支援サービスなどの情報提供を行います。また、健康な母体保持のために、妊婦健康診査による健康チェック、健康相談などを行うほか、母親と父親が互いに理解し協力し合うことにより、安心して妊娠、出産、育児ができる家庭づくりを支援します。

【具体的施策】

(1) 妊娠、出産を意識した健康管理の推進

No.	取組内容	主な実施主体	前計画
102	16～39歳を対象とした健康診査を実施します。	健康課	69
103	若年女性に子宮頸がん検診、骨粗しょう症検診を実施します。	健康課	71
104	風しんの流行を予防し妊婦と胎児を風しんウイルスの感染から守るため、妊娠希望者や妊婦同居家族に抗体検査・予防接種を任意で実施します。	健康課	72

(2) 安心して出産するための各種施策の実施

No.	取組内容	主な実施主体	前計画
105	早期の妊娠届出を周知徹底します。	こども未来課	73
106	母子健康手帳活用の普及を図り、手帳交付時の相談を充実します。	こども未来課	74
107	喫煙が母体に及ぼす影響の説明を行い、禁煙を勧めます。	こども未来課	75
108	妊娠期・産後プラン、サービス等の情報を周知します。	こども未来課	76
109	夫婦で協力して妊娠、出産、育児ができるような家庭づくりを支援します。	こども未来課 健康課	77
110	育児体験や栄養指導を通して安心安全に出産できるよう支援します。	こども未来課 健康課	78
111	妊娠届出の際、妊婦健康診査受診票、妊産婦・パートナー歯科健診受診票を交付します。	こども未来課 健康課	79
112	妊婦健康診査の定期受診を勧奨し、異常の早期発見を推進します。	こども未来課 健康課	80
113	里帰り先（県外）で安心して妊婦健康診査を受けられるような体制を図ります。	健康課	81

No.	取組内容	主な実施主体	前計画
114	こども家庭センター「ぎゅっと」での相談を充実し、すべての妊婦への相談、支援を実施します。	こども未来課	82
115	里帰り出産妊婦への相談、支援を実施します。	こども未来課	83
116	公的医療保険が適用となる生殖補助医療費（男性不妊治療、併用先進医療を含む）への助成を実施し、費用の負担軽減を図ります。	健康課	84
117	地域子育て支援拠点施設で講座を開催し、妊産婦同士の交流や施設利用を勧めます。	保育こども園課	85

（３） 妊娠、出産、出産後の相談体制の充実

No.	取組内容	主な実施主体	前計画
108	ハイリスク妊婦等を把握し、妊娠中からの相談支援を計画・実施します。必要に応じて医療機関、関係機関との連携を図ります。	こども未来課 健康課	87
109	妊娠後期のベビーギフト配布時に妊婦の健康や状況確認、相談を実施します。	こども未来課 健康課	88
120	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を実施し、育児やさまざまな相談に応じます。	こども未来課 健康課	89
121	産婦訪問を実施し産後うつ等の早期発見、医療機関等との連携を図ります。	こども未来課 健康課	90
122	授乳や産後の悩み等、「ぎゅっと」での相談を充実します。	こども未来課	91
123	子育て世帯訪問支援事業を実施します。	こども未来課	92
124	乳幼児健康診査での育児、身体、家族等の相談を実施します。	健康課	93
125	面談による伴走型相談支援と経済的支援を一体的に行う妊婦等包括相談事業を実施します。	こども未来課	新規
126	産婦健康診査、新生児聴覚検査、1か月児健康診査への助成を実施し出産後の相談を充実します。	健康課	新規

（４） 子育ての協力体制の充実

No.	取組内容	主な実施主体	前計画
127	父親手帳を交付し、妊娠・出産・子育てに関する情報提供を行います。	こども未来課 健康課	95
128	マタニティ教室への、夫やパートナー、家族の参加を勧奨し、父親の育児理解と育児力向上のための学習機会を充実させます。	こども未来課 健康課	96

No.	取組内容	主な実施主体	前計画
129	3か月児健康診査で本に親しむ機会を提供するとともに、保護者との愛着形成を図るためにブックスタート事業を実施します。	社会教育課 健康課	97
130	9か月児健康相談で親子遊びや本の読み聞かせを行います。	健康課	98
131	1歳6か月児健康診査で小グループを対象に、子育ての講話を実施します。	健康課	99
132	地域子育て支援拠点施設における事業と母子保健事業との連携を図ります。	保育こども園課 健康課	100

基本施策2 親子の健康の増進

親子が心身ともに健やかに生活し、健康に関する基礎知識を得て自分らしい健康づくりを主体的に実践し、豊かな人生を歩む基礎をつくっていきけるよう支援を行うとともに、こどもの発育、発達に応じた支援を行い、悩みを相談できる環境づくりを進めていきます。

また、乳幼児期から正しい食事の取り方や望ましい食習慣を身につけるために、体験を通した学習の機会や、地元産食材・郷土料理を取り入れた給食の提供に取り組みます。

【具体的施策】

(1) こどもの成長に合わせた支援体制の充実

No.	取組内容	主な実施主体	前計画
133	3か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査、9か月児相談、2歳児歯科健診を実施し、相談支援や関係機関との連携を図ります。	健康課	103
134	1歳6か月児・2歳児歯科・3歳児健康診査で歯科健診やブラッシング指導を実施し、歯と口腔の健康を図ります。	健康課	104
135	各種予防接種の実施や、予防接種の正しい情報の提供と接種率の向上に向け健康診査等での接種状況の確認、勧奨と個別通知による勧奨を行います。	健康課	105
136	1歳6か月児・3歳児健康診査要フォロー児教室での発育相談と育児相談を実施します。	こども未来課 健康課	107
137	家庭訪問、「ぎゅっと」への来所、地域子育て支援拠点施設等で相談支援を実施します。	こども未来課 健康課	108
138	保育所、認定こども園訪問で発育・発達相談を実施し、関係機関と連携します。	こども未来課 健康課	109
139	事業所内保育所、認可外保育所を訪問し、発育・発達相談を実施します。	こども未来課 健康課	110

No.	取組内容	主な実施主体	前計画
140	フォローの支援体系図を作成して役割分担を明確にし、支援を充実します。	こども未来課 健康課	111
141	市内で安心して子育てできる医療環境の充実を図っていきます。	健康課	86
142	一次救急医療及び初期小児救急医療体制の充実を図るため休日診療所を運営します。	健康課	114
143	乳幼児健康診査や家庭訪問等で生活習慣や生活リズムについて確認や助言を行います。	健康課	117
144	妊娠や出産を契機とした、妊婦や家族の生活習慣の見直し及び改善への働きかけを行います。	こども未来課	118
145	離乳食教室や乳幼児健康診査、家庭訪問等で離乳食の相談や助言を行います。	健康課	新規

(2) 食育の推進

No.	取組内容	主な実施主体	前計画
146	朝食を毎日一緒に食べるなどの「家族団らん」を推進し、食に感謝し食を楽しむ意識の啓発活動を行います。	農政課	120
147	保育所、認定こども園、学校等での郷土料理を取り入れた献立づくりや地元食材を使った給食を実施し、食や郷土への関心を高めます。	保育こども園課 企画管理課	121
148	地域子育て支援拠点施設での食育講座や食に関する学習機会を拡充するとともに、情報提供を行います。	保育こども園課 健康課 農政課	122
149	安心安全な妊娠・出産・産後を迎えられるよう、栄養や食事に関する情報を提供することで改善を支援します。	こども未来課 健康課	123
150	保育所、認定こども園、学校等での食に関する体験活動を行います。	農政課 学校教育課	124
151	栄養教諭による巡回指導を行い、食に関する学習の機会の充実を図ります。	学校教育課	125
152	食生活改善推進員の活動を通じた、食生活を含めた生活習慣の見直し及び改善への働きかけを行います。	健康課	126

施策の方向性4 子育てしやすい環境づくり

基本施策1 子育て世帯にやさしく安全な生活環境の整備

こどもや親などが安心して生活できるよう、居住環境の整備、道路や公共施設などのバリアフリー化や公園の適正な管理などを推進します。こどもをはじめとする交通弱者の安全を確保するため、成長段階に応じた交通安全教育を推進します。また、事故や犯罪、災害から子育て世帯を守るため、関係機関や地域等と連携した事故防止や防犯、防災活動を展開するとともに、被害が発生した場合はきめ細かなケアを実施します。

【具体的施策】

No.	取組内容	主な実施主体	前計画
153	住宅のバリアフリー化等に伴う、住宅改築、改修に対する助成を行います。	建築課	186
154	ひとり親世帯や多子世帯への市営住宅入居に配慮します。	建築課	187
155	冬季でも安全に通行できるよう自主除雪機械購入に対して支援します。	土木課	188
156	道路改良事業や側溝整備事業などの大規模改修において、ベビーカーでの移動の利便性、安全性の向上に向けた歩行空間等のバリアフリー化を推進します。	土木課 整備課	189
157	公園遊具の定期点検の実施と、計画的な改修と設置を実施します。	整備課	191
158	公園施設長寿命化等整備事業など公園の大規模改修において、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を図ります。	整備課	192
159	市民の手作りで行う公園整備に支援し、要望を取り入れ地域に密着した特色ある公園づくりを進めます。	整備課	193
160	保育園等、家庭、地域が連携し、交通安全専門指導員による交通安全教室を計画的に実施します。	まちづくり推進課	194
161	「学区内危険マップ」を作成・配布し、児童生徒の安全に対する意識啓発を促進します。	学校教育課	195
162	市の交通指導員や交通安全専門指導員、地域の交番、家庭との連携による地域と一体となった指導体制を確立します。	まちづくり推進課 学校教育課	196
163	自転車乗用時のヘルメットの正しい着用徹底を推進します。	まちづくり推進課 学校教育課	197
164	交通安全に関する制度や事故発生状況などの情報の提供を行います。	まちづくり推進課	198

No.	取組内容	主な実施主体	前計画
165	街頭啓発活動等により、地域の交通安全意識の高揚に努めます。	まちづくり推進課	199
166	チャイルドシートの貸出しを実施します。	まちづくり推進課	200
167	こどもを犯罪などの被害から守るため、防犯関係団体との連携強化を図り、地域防犯活動の周知と支援を行います。	まちづくり推進課	201
168	学校付近や通学路における地域見守り隊などによるパトロール活動の推進と充実を図ります。	学校教育課	202
169	安全安心メール発信サービスを実施します。	学校教育課	203
170	消防フェスティバルなどによる防火意識の向上を図ります。	広域行政組合 消防本部予防課	204
171	地域子育て支援拠点施設などにおける、親子での防火防災意識向上の学習会を実施します。	保育こども園課 広域行政組合 消防本部予防課	205
172	被害児童や保護者に対する支援において、教育相談室、警察、児童相談所、学校などの関係機関との連携を強化します。	学校教育課	206
173	関係機関、団体や地域との有害環境を除去する活動の連携を強化します。	学校教育課 社会教育課	180
174	青少年指導センターにおける、青少年の育成と問題行動や非行未然防止の指導、相談業務を充実します。	学校教育課	182
175	青少年の健全育成と非行防止を呼びかける研修事業や街頭宣伝活動、広告活動を実施します。	学校教育課 社会教育課	184
176	喫煙や飲酒、薬物乱用等の防止、SNSの関わり方等に向けた教育や周知を実施します。	学校教育課 社会教育課	185
177	子育て支援拠点施設などでのこどもの事故防止と応急処置についての学習機会を提供します。	保育こども園課	115
178	乳幼児健康診査や家庭訪問等で発達段階に応じた事故防止について啓発します。	健康課	116
179	子育て世帯の親子を対象とした救急講習会の開催等により小児救急対応の周知を図ります。	広域行政組合 消防本部救急課	新規

基本施策2 仕事と子育ての両立に向けた多様な働き方の実現

人口減少により働き手が少なくなる中、希望する人が性別などにかかわらず自らの選択によってその能力を発揮し活躍できることが求められています。そして、仕事も家庭も大事にしたいと

考える人が増えてきており、こうした人たちの思いに応じて支援していくことが、少子化や次世代育成支援の対策を進めるうえで重要になっています。そのため、関係団体や事業所等との連携、仕事と子育てが両立できる社会の実現を目指していきます。

【具体的施策】

No.	取組内容	主な実施主体	前計画
180	市民向けの仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や家事・育児参画に関する学習機会を充実します。	共生社会課	207
181	事業所への最新の関係法制度や助成制度の周知を行います。	商工港湾課	209
182	事業所へのファミリー・サポート・センターの周知と利用促進を図ります。	保育こども園課	210
183	誰もが働きやすい職場づくりや女性活躍、外国人材・高齢者・障がい者の雇用に取り組む事業所や民間団体の事例の収集と情報提供を行います。	商工港湾課	211
184	パートナーが共同して子育てを行うことの意義や喜びなどを感じ取れるような意識啓発を行います。	共生社会課 こども未来課	215

施策の方向性5 地域で子育てを支援する環境づくり

基本施策1 地域における子育て支援の充実

子育ての環境は、こどもの年齢や家族形態、保護者の就業形態などにより異なり、家庭における子育て支援のニーズはさまざまです。安心して子育てすることができるようにするためには、幅広い相談に対応し支援する体制を構築する必要があります。相談支援体制の質の向上のため、子育て支援に関わる支援者の研修を充実し、関係機関が連携しながら切れ目のない支援を行います。また、地域子育て支援拠点施設などの機能を生かし、育児の多様な悩みを身近に相談できる場所、保護者同士がつながり交流し合う場所として、さまざまな子育て支援の充実を図ります。

【具体的施策】

(1) 相談支援体制の充実

No.	取組内容	主な実施主体	前計画
185	こども家庭センターにおいて、子育ての各時期に応じた相談、支援の充実に取り組みます。	こども未来課	1
186	妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援を行うため、関係機関が連携し、定期的に情報交換会を実施します。	こども未来課 健康課	2
187	主任児童委員や民生委員などの地域との連携による子育て支援を行います。	こども未来課 保育こども園課	5
188	地域子育て支援拠点施設などでの育児相談や交流機能を充実します。	こども未来課 保育こども園課	7
189	保育所、認定こども園における地域子育て支援拠点活動を充実します。	保育こども園課	8
190	保育所、認定こども園において未就園児童や保護者の支援に取り組みます。	保育こども園課	9
191	地域子育て応援団の育成など、地域での子育てに関する気運の醸成を図ります。	保育こども園課	10
192	ファミリー・サポート・センターの機能強化と利用促進に向けた周知活動を強化します。	保育こども園課	11
193	こども・若者の多様な人格・個性を尊重するとともに、権利を保障し最善の利益を図る気運を醸成します。	こども未来課	新規

(2) 子育てにかかる負担軽減

No.	取組内容	主な実施主体	前計画
194	子育て支援医療・ひとり親家庭等医療の給付を行います。	こども未来課	12 拡充
195	保育所、認定こども園に入園している家庭の経済的負担軽減を充実します。	保育こども園課	14
196	学童保育の利用料軽減を実施します。	保育こども園課	15

No.	取組内容	主な実施主体	前計画
197	多胎児家庭へ支援員を派遣し、家事・育児を支援します。	こども未来課	16
198	一時預かり及び休日保育事業の情報提供を行います。	保育こども園課	17
199	短期入所生活援助（ショートステイ、トワイライトステイ）事業を実施します。	こども未来課	18 拡充
200	子育てに難しさを感じる保護者への支援としてペアレント・プログラムを実施します。	こども未来課 保育こども園課	19
201	産後ケア事業や産前産後サポート事業を実施します。	こども未来課	20 拡充
202	親子間の適切な関係性構築を図る親子関係形成支援事業の実施を検討します。	こども未来課	新規

（3）幼児教育・保育施設等における子育て支援の充実

No.	取組内容	主な実施主体	前計画
203	保育需要に見合った保育所、認定こども園の定員の管理を行います。	保育こども園課	21
204	老朽化した施設について、計画的に施設設備等の改修を進めます。	保育こども園課	22
205	認可外保育所の指導、支援を充実します。	保育こども園課	23
206	産休・育休取得後などの年度途中の入所ニーズに対して適切に対応します。	保育こども園課	24
207	民間立保育所等における延長保育の実施を支援します。	保育こども園課	25
208	認定こども園における預かり保育等を支援します。	保育こども園課	26
209	病児や病気回復期の児童の専用スペースで保育を実施します。	保育こども園課	27
210	病児送迎サービス、受診付添いサービスを実施します。	保育こども園課	28
211	保育所や認定こども園での体調不良児対応を充実します。	保育こども園課	29
212	ファミリー・サポート・センターでの体調不良児等の預かりを実施します。	保育こども園課	30
213	保育所、認定こども園における障がい児の受け入れ環境を充実します。	保育こども園課	31
214	児童発達支援センターと保育所や認定こども園との交流保育を推進します。	こども未来課 保育こども園課	32

No.	取組内容	主な実施主体	前計画
215	保育所、認定こども園、児童相談所、家庭児童相談室、市民健康センター、発達支援係、特別支援学校等の関係機関の連携を強化します。	こども未来課 保育こども園課	33
216	在宅での保育が必要な障がい児や医療的ケア児への実施体制を継続します。	こども未来課	34
217	保育士の人材確保に向けた取り組みを推進します。	保育こども園課	35
218	保育所、認定こども園などの研修内容の充実と、合同研修会の機会を充実します。	保育こども園課	36
219	幼保小連携に向けた研修会等を充実します。	保育こども園課 学校教育課	37
220	保育所等において、保育所等を利用していない乳幼児に遊びや生活の場を提供する乳児等通園支援事業を実施します。	保育こども園課	新規

基本施策2 こどもと保護者の居場所づくりの推進

放課後のこどもの居場所である学童保育所について、児童が安全に健やかに過ごせるよう、児童数に応じた指導員を配置するとともに、職員研修の実施や職員の処遇改善を支援していきます。また、地域における関わりの中でこどもと保護者を支えていく取り組みを進めるとともに、子育て世帯からの要望が多い天候に左右されずにこどもが遊べる場所の整備について、引き続き検討していきます。

【具体的施策】

No.	取組内容	主な実施主体	前計画
221	学童保育所の待機児童が解消するよう、地域の需要を捉えながら学校の余裕教室を利用するなどの検討を行います。	保育こども園課	38
222	学童保育所の開所時間の延長や長期休暇のみの利用などの利用ニーズへの対応を検討します。	保育こども園課	39
223	大規模学童保育所については、グループ分けによる保育を実施するとともに、必要に応じて分割等を検討します。	保育こども園課	40
224	学童保育所での環境整備による障がい児の受け入れを推進します。	保育こども園課	41
225	学童保育指導員の資質の向上のための研修を充実します。	保育こども園課	42
226	児童向け図書等の充実とこどもと保護者が利用しやすい児童エリアづくりを推進します。	社会教育課	45

No.	取組内容	主な実施主体	前計画
227	読み聞かせ等の図書館ボランティア活動を支援し、児童の読書普及を図ります。	社会教育課	46
228	子育て支援の場、屋外の遊び場として、保育所、自治会館、コミュニティセンター等の利用を推進します。	まちづくり推進課 保育こども園課	47
229	地域で行われる伝承遊び、伝統芸能の継承活動、などの交流事業を支援します。	社会教育課 文化政策課	48
230	こども食堂(地域食堂)の取り組みを支援します。	こども未来課	50
231	天候に左右されずにこどもが遊べる場づくり(児童遊戯施設等)を進めます。	保育こども園課	51
232	「親育ち」を目的に、小・中学生を持つ保護者向けに学びの機会を提供することで家庭教育を支援します。	社会教育課	170
233	子育てに関する活動を行うNPO法人、ボランティア団体への支援と協力を行います。	こども未来課 共生社会課	171
234	地域での教育力向上に関わる各種事業への支援、地域人材を生かした事業などの充実を図ります。	社会教育課	174
235	地域子育て支援拠点施設、保育所などの専門的機能を地域活動へ活用します。	保育こども園課	175
236	緑の少年団、海洋少年団などの育成を支援します。	農林水産課 社会教育課	177
237	こどもたちの健全な育成を目指すこども会育成会活動を支援します。	社会教育課	178
238	養育環境等に課題を抱える家庭のこどもの居場所を整備する児童育成支援拠点事業の実施を検討します。	こども未来課	新規

4 評価指標及び数値目標

【数値目標の考え方】

- アンケート調査を行う評価指標については、令和6年度の状況から1割の改善を目標値としています。
- その他の評価指標については、総合計画の数値目標等を踏まえた目標値としています。

全体

No.	評価指標	計画策定時の状況 (令和6年度)	計画終了時の目標 (令和11年度)
1	子育てに関して不安感や負担感を持つ割合 (保護者対象アンケート調査)	67%	60%

施策の方向性1 こどもの心身の健やかな成長のための環境づくり

No.	評価指標	計画策定時の状況 (令和6年度)	計画終了時の目標 (令和11年度)
2	こどもの教育環境が整備されていると感じる割合 (保護者対象アンケート調査)	54%	59%
3	配慮を必要とするこどもや家庭に対しての支援体制が整っていると感じる割合 (保護者対象アンケート調査)	35%	39%
4	「今の自分が好きだ」と思う割合 (小中高校生対象アンケート調査)	49%	54%

施策の方向性2 次代を担う若者を支援する環境づくり

No.	評価指標	計画策定時の状況 (令和6年度)	計画終了時の目標 (令和11年度)
5	「将来、酒田で生活や子育てをしたい」と思う割合 (高校生対象アンケート調査)	26%	29%
6	「自分の将来について明るい希望がある」と思う割合 (高校生対象アンケート調査)	58%	64%
7	施策等を通じた移住者数 (市長公室調べ)	123人 (令和5年度実績)	405人 (令和6～10年度累計)

施策の方向性3 親と子の健康を守る環境づくり

No.	評価指標	計画策定時の状況 (令和6年度)	計画終了時の目標 (令和11年度)
8	妊娠から出産までの子育て支援に対する満足度 (保護者対象アンケート調査)	55%	61%
9	妊娠届出の早期提出(満11週以内)の割合 (こども未来課調べ)	95% (令和5年度実績)	99% (令和10年度実績)
10	3歳児健康診査でむし歯のない子の割合 (健康課調べ)	92% (令和5年度実績)	98% (令和10年度実績)

施策の方向性4 子育てしやすい環境づくり

No.	評価指標	計画策定時の状況 (令和6年度)	計画終了時の目標 (令和11年度)
11	子育て世帯にやさしい環境づくり(道路、公園、トイレ、駐車場等)が進んでいると評価する割合 (保護者対象アンケート調査)	35%	39%
12	地域における交通安全活動や防犯活動が活発であると感じる割合 (保護者対象アンケート調査)	52%	57%
13	女性が出産後も仕事を継続している割合 (保護者対象アンケート調査)	66%	73%

施策の方向性5 地域で子育てを支援する環境づくり

No.	評価指標	計画策定時の状況 (令和6年度)	計画終了時の目標 (令和11年度)
14	気軽に相談できる人、場所があると認識している割合 (保護者対象アンケート調査)	人：85% 場所：44%	人：94% 場所：48%
15	希望どおりに保育サービスを利用できたと感じる割合 (保護者対象アンケート調査)	82%	90%
16	「どこかに助けてくれる人がいる」と思う割合 (小中高校生対象アンケート調査)	84%	92%

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の概要

(1) 幼児期の教育・保育

保育所、認定こども園等の施設の利用に加え、少人数のこどもを保育する地域型保育事業を実施しています。(図表 5-1)

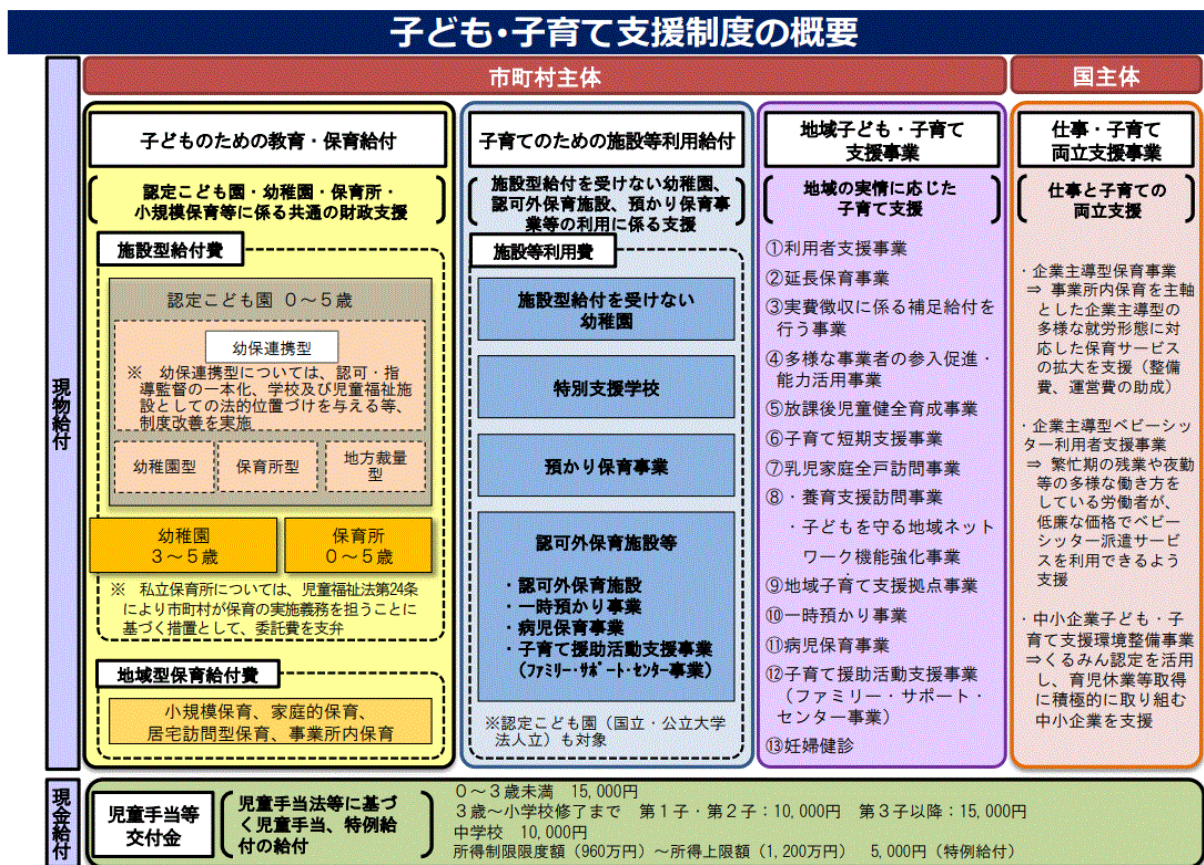
(図表 5-1) 幼児期の教育・保育の概要

	内容	提供施設・事業
保 育	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって養護し、教育を行います。	保育所、認定こども園、地域型保育事業
教 育	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行います。	認定こども園

(2) 地域子ども・子育て支援事業

在宅で子育てをしている家庭も含め全ての子育て家庭を支援する仕組みであり、地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業、学童保育事業のほか、利用者支援事業などを実施しています。また、児童福祉法改正や子ども・子育て支援法改正による新事業として、子育て世帯訪問支援事業や産後ケア事業のほか令和8年度からは乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）にも取り組むこととしています。(図表 5-2)

(図表 5-2) 子ども・子育て支援新制度の概要

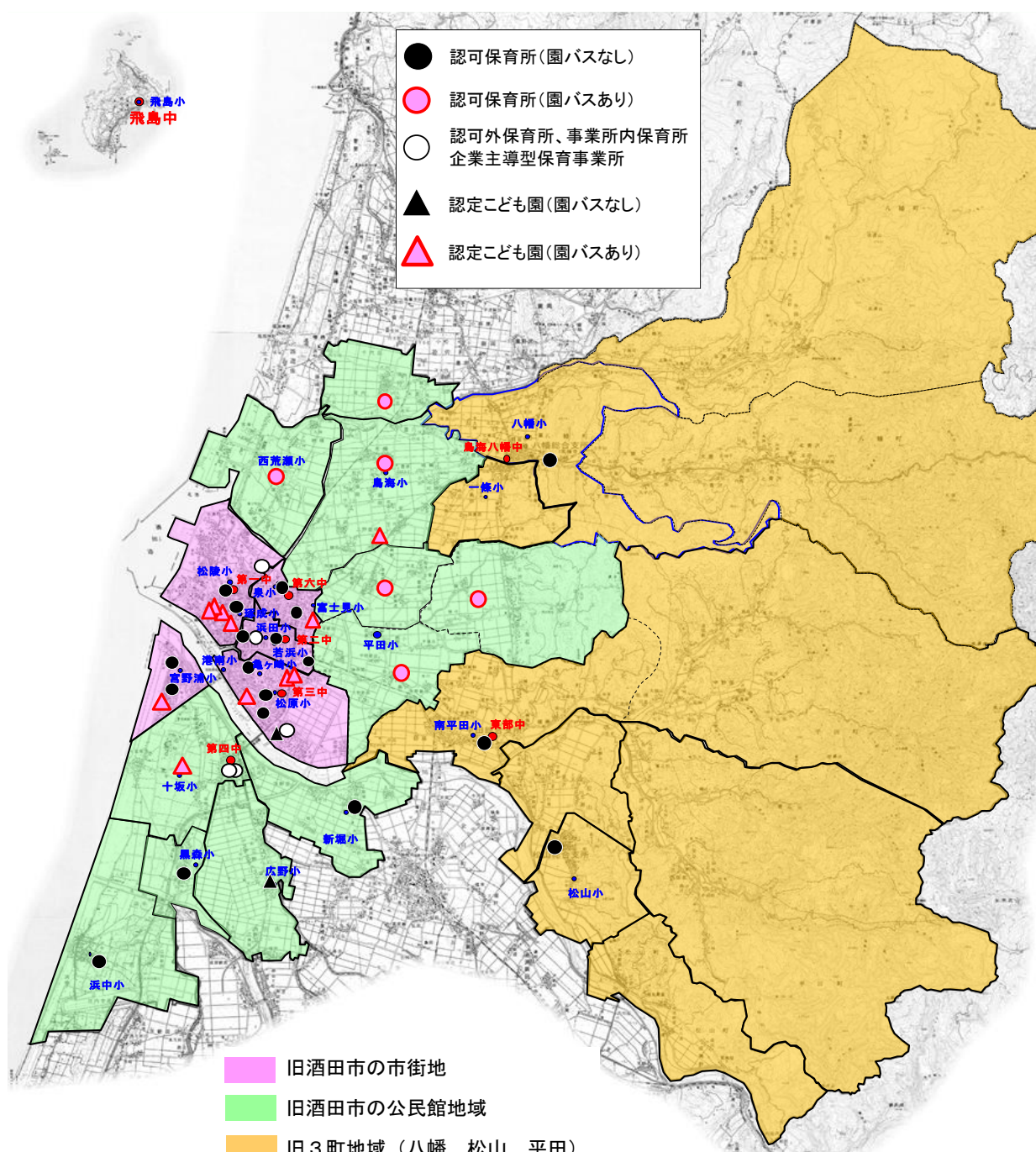


2 教育・保育提供区域の設定

第2期子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の幼児教育・保育の利用状況、幼児期の教育・保育を提供する施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域として「教育・保育提供区域」を設定しています。

本市の場合、移動手段が自動車によるところが大きく、施設を選択する際の理由も近居だけでなく、通勤経路や施設の方針、開所時間など多岐にわたっていること、施設の分布が人口の分布と整合性がとれていること、現在も市全域で入所調整を行っている中で待機児童が発生していないことなどの理由から、本計画期間においても、市全域を一つの教育・保育提供区域として設定します。（図表 5-3）

（図表 5-3） 酒田市の幼児期の教育・保育施設の分布



3 人口推計

令和4年から令和6年までの各年3月末日の住民基本台帳人口より算出した、年齢区分別の令和7年から令和11年までの人口推計は以下のとおりです。令和7年以降各区分で人口は減少する見込みであり、令和11年には令和6年に比べて2割程度の減少が見込まれます。

以降の幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用者数の見込みの算出については、基本的にこの人口推計値を使用しています。(図表5-4)

(図表5-4) 0歳～17歳までの年別人口推計

年齢区分	R6 (確定)	R7	R8	R9	R10	R11	増減率 (R11/R6)
0歳	382	403	390	378	362	350	▲8.4%
1～2歳	956	864	824	832	805	777	▲18.7%
3～5歳	1,544	1,513	1,430	1,344	1,276	1,220	▲21.0%
6～8歳	1,910	1,740	1,646	1,517	1,487	1,406	▲26.4%
9～11歳	2,041	2,017	1,952	1,900	1,731	1,637	▲19.8%
12～14歳	2,216	2,123	2,051	2,024	2,001	1,938	▲12.5%
15～17歳	2,378	2,367	2,293	2,173	2,083	2,011	▲15.4%
合計	11,427	11,027	10,586	10,168	9,745	9,339	▲18.3%

資料：コーホート変化率法¹により令和4～6年の3月31日の住民基本台帳人口より推計したもの

4 幼児期の教育・保育の利用者数の見込みと提供体制の確保の内容及びその時期

【利用者数の現状と見込み】

- ・3～5歳児については、現状でもほとんどのこどもが何かしらの教育・保育施設を利用しており、利用率はほぼ頭打ちとなっています。今後出生数（人口）の減少により、施設利用者数は減少していく見込みです。
- ・幼児教育・保育の無償化により、1号認定²（教育部分）より2号認定（保育部分）を希望する傾向がみられることから、1号認定の利用者数は見込み以上に減少することも想定されます。
- ・0～2歳児の施設利用率は6～7割で推移していますが、特に1～2歳児の施設利用率が高い割合にあることから、女性の就業率が増加していることが伺えます。
- ・今後女性の就業率が上昇すれば、見込み以上に低年齢児の利用率が上昇することが想定され、特に市街地では低年齢児の利用が増加する可能性があります。

【今後の方向性】

- ・特に低年齢児の受入に対応できるよう保育士の確保に努める必要があります。
- ・3～5歳児の利用者数は減少する見込みですが、低年齢児の利用者数は増加する可能性もあ

1 コーホート変化率法…コーホートとは、同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す。コーホート変化率法とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

2 1号認定…幼児教育の利用（3歳以上児）。2号認定は保育の利用（3歳以上児）。3号認定は保育の利用（3歳未満児）。

るため、年齢区分ごとの定員の見直しも含め、適正な定員管理を図ります。

【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・ニーズ調査を実施していないことから、利用者数の見込みについては、推計人口に実利用割合を乗じて算定しました。
- ・各年度の利用者数の見込みは、年度途中からの利用者も含めた年度末時点における最大の利用者数により推計しています。

【提供量の確保について】

- ・認可保育所（25 園）と認定こども園（11 園）、地域型保育所、企業主導型保育所、認可外保育所の利用定員に加え、広域入所を加味して算出しています。
- ・各施設の定員については、児童数の減少に伴う定員の減少を想定しています
- ・広域入所は令和6年度8月現在の利用者数を計上し、人口推計は加味せず、同数で推移するものとして算定しています。

				R7(1年目)				R8(2年目)				R9(3年目)				R10(4年目)				R11(5年目)			
				0歳	1～2歳	3～5歳		0歳	1～2歳	3～5歳		0歳	1～2歳	3～5歳		0歳	1～2歳	3～5歳		0歳	1～2歳	3～5歳	
						うち1号				うち1号				うち1号				うち1号				うち1号	
利用者数の見込み	各市町村の子ども	A 各市町村施設を利用予定の子ども		305	693	1,494	239	295	661	1,412	226	286	668	1,327	212	274	646	1,259	201	265	624	1,204	192
		B 他市町村施設を利用予定の子ども		4	4	8	3	4	4	8	3	4	4	8	3	4	4	8	3	4	4	8	3
		C 他市町村の子ども		6	8	10	4	6	8	10	4	6	8	10	4	6	8	10	4	6	8	10	4
	① 合計(A+C)			311	701	1,504	243	301	669	1,422	230	292	676	1,337	216	280	654	1,269	205	271	632	1,214	196
提供量の確保	特定教育・保育施設	D 各市町村施設	D 各市町村施設の子どもの受入れ	323	815	1,722	294	301	767	1,628	276	291	741	1,572	266	278	708	1,503	254	267	680	1,444	244
		E 他市町村施設	E 他市町村施設の子どもの受入れ	6	8	10	4	6	8	10	4	6	8	10	4	6	8	10	4	6	8	10	4
		F 他市町村施設	F 他市町村施設での受入れ	4	4	8	3	4	4	8	3	4	4	8	3	4	4	8	3	4	4	8	3
	確認を受けない幼稚園	G 各市町村施設	G 各市町村施設の子どもの受入れ																				
		H 他市町村施設	H 他市町村施設の子どもの受入れ																				
	I 他市町村施設での受入れ																						
	地域型保育	J 各市町村施設	J 各市町村施設の子どもの受入れ	6	14			6	14			6	14			6	14			6	14		
		K 他市町村施設	K 他市町村施設の子どもの受入れ																				
		L 他市町村施設	L 他市町村施設での受入れ																				
	M 企業主導型保育施設の地域枠			15	36	9		15	36	9		15	36	9		15	36	9		15	36	9	
	N 認可外保育施設等(※)																						
	O 幼稚園及び預かり保育 一時預かり事業 幼稚園における長時間預かり運営費支援事業																						
	P その他()																						
	② 合計(D+E+G+H+J+K+M+N+O+P)			350	873	1,741	298	328	825	1,647	280	318	799	1,572	270	305	766	1,522	258	294	738	1,463	248
	②-① 需給ギャップ			39	172	237	55	27	156	225	50	26	123	165	54	25	112	253	53	23	106	249	52
	Z 推計人口			403	864	1,513		390	824	1,430		378	832	1,344		362	805	1,276		350	777	1,220	
	保育(教育)利用率((A+B)/Z)			76.7%	80.7%	99.3%	16.0%	76.7%	80.7%	99.3%	16.0%	76.7%	80.8%	99.3%	16.0%	76.8%	80.7%	99.3%	16.0%	76.9%	80.8%	99.3%	16.0%

5 地域子ども・子育て支援事業の利用者数の見込みと提供体制の確保の内容及びその時期

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

- ・こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供をします。また、必要に応じ相談・助言、関係機関との連絡調整等を行います。
- ・令和5年に改正された児童福祉法に基づき「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の機能を一体化した「こども家庭センター」において相談支援を実施し、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭を支援します。

【今後の方向性】

- ・地域の課題や子育てニーズを把握し、関係機関との連携、調整、活動の体制づくりなどの事業を明確化していきます。
- ・専任の相談員に気軽に相談ができる環境の整備を行います。
- ・情報の提供や発信は、利用者にわかりやすく伝わるよう工夫していきます。

	R7年度 (1年目)	R8年度 (2年目)	R9年度 (3年目)	R10年度 (4年目)	R11年度 (5年目)
実施の見込み	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

- ・乳幼児と保護者のために、子育て相談、情報提供、助言その他の援助を行うほか、相互の交流を推進します。(令和6年度：常設7箇所、出張1箇所)

【今後の方向性】

- ・少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化などの状況の中、保護者の不安感や孤独感を解消するための取組みを推進します。
- ・児童センター、子育て支援センター(酒田、八幡、松山、平田、西荒瀬)、つどいの広場などで、乳幼児とその保護者の居場所づくりや相談対応、各種子育て支援事業を継続します。また、「出張型つどいの広場」事業の実施等により、拠点施設がない地域においてもサービスが利用しやすい環境をつくれます。

【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・実利用実績に推計人口の変化率を乗じて算定しています。

	R7年度 (1年目)	R8年度 (2年目)	R9年度 (3年目)	R10年度 (4年目)	R11年度 (5年目)	(単位：人日)
利用者数の見込み	44,007	42,021	40,196	38,109	36,284	
提供量の確保	44,007	42,021	40,196	38,109	36,284	
需給ギャップ	0	0	0	0	0	

(3) 妊婦健康診査

【事業概要】

- ・母子の疾病等の早期発見、早期治療等を目的に、健診業務を医療機関に委託し、妊娠週数に合わせた検査や保健指導を行います。

【今後の方向性】

- ・妊婦の疾病等の早期発見、早期治療につなげ、母子ともに安全安心な出産を目指します。
- ・妊婦健康診査への助成を行うことで、定期的な受診を促進し、安心して健やかな出産に臨めるよう支援します。

【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・妊娠届出者数の推計値（人）に平均受診回数12回を掛けて計上しました。

	R7年度 (1年目)	R8年度 (2年目)	R9年度 (3年目)	R10年度 (4年目)	R11年度 (5年目)	
受診件数の見込み	403	390	378	362	350	(単位：人)
のべ利用回数の見込み	4,836	4,680	4,536	4,344	4,200	(単位：回)
提供量の確保	4,836	4,680	4,536	4,344	4,200	
需給ギャップ	0	0	0	0	0	

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

- ・保健師等が全出生児の家庭を訪問し、こどもの発育状態の確認や母親の育児不安等に対して必要な助言や子育てに関する情報を提供することで、安心して育児ができるよう支援します。

【今後の方向性】

- ・乳児と保護者の状況を把握するとともに、安心して育児ができるように、保護者に必要な支援や助言を行っていきます。特別な支援が必要と認められる場合は、早期に関係機関と連携して必要なサービスにつなげていきます。

【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・各年の0歳児の推計人口を計上しました。

	R7年度 (1年目)	R8年度 (2年目)	R9年度 (3年目)	R10年度 (4年目)	R11年度 (5年目)	
全戸訪問の見込み	403	390	378	362	350	(単位：人)
提供量の確保	403	390	378	362	350	
需給ギャップ	0	0	0	0	0	

(5) 養育支援訪問事業、子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

①養育支援訪問事業

【事業概要】

- ・養育支援が特に必要な家庭に子ども家庭支援員が訪問し指導・助言等を行うことにより、家庭での適切な養育環境を確保します。

【今後の方向性】

- ・子育て世帯訪問支援事業へ移行したため、本事業は令和4年度で終了しました。

②子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

【事業概要】

- ・児童虐待防止や特定妊婦のフォロー等を推進するため、要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の調整機関や関係機関等の職員の専門性強化、連携強化等に取り組みます。

【今後の方向性】

- ・虐待を受けているこどもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護のために、引き続き関係機関で情報や対応を共有し、円滑な連携・協力を確保していきます。

（6）子育て短期支援事業

【事業概要】

- ・保護者の疾病等により、家庭において児童を養育できない場合、配偶者の暴力により緊急一時的に母子を保護する必要がある場合等に、児童福祉施設等において一定期間、養育・保護を行います。
- ・令和6年度から平日の夜間または休日に保護者が仕事その他の理由により不在となり家庭において児童を養育することが困難になった場合などに児童福祉施設で保護する夜間養護等（トワイライトステイ）を開始しました。

【今後の方向性】

- ・利用件数は必ずしも多くはないですが、ひとり親家庭や就業形態の多様化等に伴うニーズに対応していきます。

【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・近年の実績値から算定しました。

	R7年度 (1年目)	R8年度 (2年目)	R9年度 (3年目)	R10年度 (4年目)	R11年度 (5年目)	(単位：人日)
利用件数の見込み	39	39	39	39	39	
提供量の確保	39	39	39	39	39	
需給ギャップ	0	0	0	0	0	

（7）ファミリー・サポート・センター事業

【事業概要】

- ・小学生までのこどもの保護者等を会員として、こどもの預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動の調整を行います。また、会員を対象に育児に関する研修会を実施します。

【今後の方向性】

- ・保育所、小学校、学童保育所、習い事などの送迎等を中心に、子育てと仕事との両立を支援します。
- ・安定した事業展開を図るために、新たな提供会員の確保と人材育成に取り組んでいきます。

【利用者数の見込みの算定方法について】

・実利用実績に推計人口の変化率を乗じて算定しています。

	R7年度 (1年目)	R8年度 (2年目)	R9年度 (3年目)	R10年度 (4年目)	R11年度 (5年目)	(単位：人日)
利用者数の見込み (未就学)	330	313	302	288	276	
利用者数の見込み (小学生)	420	402	381	358	338	
提供量の確保	750	715	683	646	614	
需給ギャップ	0	0	0	0	0	

(8) 一時預かり事業

①一時預かり事業（保育所等における在園児以外の預かり）

【事業概要】

・保護者の急な用事などにより一時的に家庭で面倒をみるのが困難になったこどもを、保育所やつどいの広場などで預かり、保育します。

【今後の方向性】

・保護者の急な用事、週3日程度の就労、子育てに伴う心理的、身体的負担の解消等のニーズに応えるため、保育所等を利用していないこどもの預かり保育を実施します。

・休日のニーズにも対応するため、休日保育事業による一時預かりも実施します。

【利用者数の見込みの算定方法について】

・実利用実績に推計人口の変化率を乗じて算定しています

	R7年度 (1年目)	R8年度 (2年目)	R9年度 (3年目)	R10年度 (4年目)	R11年度 (5年目)	(単位：人日)
利用者数の見込み	1,855	1,764	1,704	1,630	1,566	
提供量の確保	1,855	1,764	1,704	1,630	1,566	
需給ギャップ	0	0	0	0	0	

②一時預かり事業（幼稚園型）

【事業概要】

・認定こども園の在園児を対象に、教育時間後の預かり保育を実施します。

・保育の必要性のあるこどもで、認定こども園（教育）を利用している家庭については定期的に利用しており、保育の必要性のないこどもについても、保護者の都合等に合わせ必要に応じて利用しています。

【今後の方向性】

・認定こども園では、幼稚園型預かり保育について十分な提供量が見込まれます。

【利用者数の見込みの算定方法について】

・実利用人数に人口推計による変化率を乗じて算出しています。

	R7年度 (1年目)	R8年度 (2年目)	R9年度 (3年目)	R10年度 (4年目)	R11年度 (5年目)	(単位：人日)
利用者数の見込み 【1号認定】	9,335	8,838	8,226	7,690	7,231	
利用者数の見込み 【2号認定】	12,634	11,961	11,132	10,408	9,786	
提供量の確保 【1号認定】	9,335	8,838	8,226	7,690	7,231	
提供量の確保 【2号認定】	12,634	11,961	11,132	10,408	9,786	
需給ギャップ 【1号認定】	0	0	0	0	0	
需給ギャップ 【2号認定】	0	0	0	0	0	

(9) 時間外保育事業

【事業概要】

- ・保育所、認定こども園等で保育認定を受けた利用時間（短時間保育：1日8時間、標準時間保育：1日11時間）以外の時間において、保護者のニーズに応じて、時間を延長して保育を実施します。

【今後の方向性】

- ・利用者の子育てと仕事の両立を支援するため、ニーズに合わせて利用時間を超えた保育を実施します。

【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・実利用実績に推計人口の変化率を乗じて算定しています。

	R7年度 (1年目)	R8年度 (2年目)	R9年度 (3年目)	R10年度 (4年目)	R11年度 (5年目)	(単位：人)
利用者数の見込み	678	645	623	596	572	
提供量の確保	678	645	623	596	572	
需給ギャップ	0	0	0	0	0	

(10) 病児保育事業

【事業概要】

- ・病気や病気の回復期で、集団保育が困難な児童を、病児・病後児保育所（1箇所）で一時的に保育します。
- ・通常の病児・病後児保育に加え、病児送迎サービス³及び受診付添いサービス⁴を実施しています。
- ・令和6年4月からは事前登録申請システムによりオンラインでの登録申請を可能にするなど、利用者の利便性の向上を図っています。

3 病児送迎サービス…保育所等に通所して、保育中に急な体調不良となった児童に対し、保護者の依頼により、看護師がタクシーで該当園に迎えに行き、かかりつけ医を受診した後に保育するもの。

4 受診付添いサービス…急に体調不良となった児童を、保護者が直接病児・病後児保育所に連れてきた場合、看護師がタクシーでかかりつけ医に連れて行き、受診後に保育するもの。

【今後の方向性】

- ・病児保育のニーズは高いものの、対象となるこどもの減少が見込まれるため、事前登録者数及び利用者数は減少していく見込みですが、引き続き保護者の子育てと就労の両立を支援するために、こどもが病気になった時に安心して過ごせる保育を提供していきます。
- ・庄内北部定住自立圏形成協定⁵に基づく協定自治体の相互利用についても、引き続き連携して行っています。

【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・国の手引きでは、ひとり親世帯と共働き世帯を対象に、仕事を休んで病気のこどもの面倒をみた日数のうち、できれば病児・病後児保育施設を利用したいと思った日数から計上する手法が示されています。今回ニーズ調査等は実施していなため、この手法を用いることはできなく、また、前期計画で仮に算出した結果、現状と大きく乖離した見込みとなることから、次のように算出しています。
- ・より現実的な見込み量として、登録数については、これまでの事前登録者数の伸び率を加味した上で、事前登録者率を各年の推計人口に乗じて算出しています。また、利用者数については、登録児童の年間利用率を各年の推計人口に乗じて算出しています。

	R7年度 (1年目)	R8年度 (2年目)	R9年度 (3年目)	R10年度 (4年目)	R11年度 (5年目)	(単位：人日)
事前登録者数の見込み	260	248	239	229	220	
利用者数の見込み	549	525	506	482	464	
提供量の確保 【施設定員9人×290日】	2,610	2,610	2,610	2,610	2,610	
需給ギャップ	2,061	2,085	2,104	2,128	2,146	

(11) 放課後児童健全育成事業

【事業概要】

- ・小学校の放課後や長期休業期間、土曜日などに、保護者が不在となる小学生に対し、適切な遊び及び生活の場を提供することで、児童の健全な育成を図ります。(25 箇所)

【今後の方向性】

- ・児童数は年々減少しますが、学童保育所の利用希望割合は増加していく見込みとなっており、令和8年度までは利用児童数が増加する見込みです。その後、令和9年度からは徐々に減少に転じる見込みです。
- ・適切に健全育成が図られるように、支援の単位（保育を提供するグループ）を概ね40人以下となるように努めています。
- ・待機児童が発生している学区については、ニーズの動向や児童数の推移等を見ながら、余裕教室やコミュニティセンターなどの地域資源の活用を検討していきます。

【利用者数の見込みの算定方法について】

5 庄内北部定住自立圏形成協定…酒田市を中心に、生活・経済面で関わりの深い遊佐町、庄内町、三川町が連携・協力して圏域を形成し、住民生活に必要な機能を確保して人口定住や住みやすい地域社会を形成することを目指すもの。病児・病後児保育施設については、現在、酒田市以外では三川町に1箇所、庄内町に1箇所あり。

- ・国の手引きでは、小学生のいる世帯の利用希望率をもとに算定する手法が示されており、この手法で算定した場合、現時点の登録率と同程度の利用希望率が得られます。
- ・しかし、近年の世帯環境により学童保育の利用率が上昇しているため、利用率の上昇率を加味したうえで、人口の変化率を乗じて利用者数を算出しています。

	R7年度 (1年目)	R8年度 (2年目)	R9年度 (3年目)	R10年度 (4年目)	R11年度 (5年目)	(単位：人)
登録者数の見込み	1,340	1,340	1,330	1,320	1,310	
提供量の確保	1,320	1,330	1,330	1,320	1,310	
需給ギャップ	△ 20	△ 10	0	0	0	
潜在的待機児童も含めた需要数	1,340	1,340	1,330	1,320	1,310	

(12) 子育て世帯訪問支援事業<新規>

【事業概要】

- ・家事や子育て等に不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として実施するものです。
- ・サポートプランにより対象家庭、事業者、こども未来課で目標や課題を共有し、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐよう努めます。

【今後の方向性】

- ・支援の必要な家庭に対し引き続き本事業の利用を勧め、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐよう努めていきます。

【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・国の「量の見込みの算出方法の考え方」により算定しました。

	R7年度 (1年目)	R8年度 (2年目)	R9年度 (3年目)	R10年度 (4年目)	R11年度 (5年目)	(単位：人日)
利用者数の見込み	270	270	270	270	270	
提供量の確保	270	270	270	270	270	
需給ギャップ	0	0	0	0	0	

(13) 児童育成支援拠点事業<新規>

【事業概要】

- ・養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況を把握し、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、

虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【今後の方向性】

- ・児童育成支援拠点の整備により、養育環境に課題のある児童が安心して過ごすことができ、心身の安全の確保が期待されるため、実施を検討していきます。

【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・国の「量の見込みの算出方法の考え方」により算定しました。

	R7年度 (1年目)	R8年度 (2年目)	R9年度 (3年目)	R10年度 (4年目)	R11年度 (5年目)	(単位：人)
利用者数の見込み	0	0	0	5	5	
提供量の確保	0	0	0	5	5	
需給ギャップ	0	0	0	0	0	

(14) 親子関係形成支援事業<新規>

【事業概要】

- ・児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図るものです。

【今後の方向性】

- ・事業の実施者は、児童にかかわる業務に従事していた経験等、適切にプログラムを実施できる必要があります。近隣市町の実施状況等を踏まえ、実施に向けて検討していきます。

【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・国の「量の見込みの算出方法の考え方」により算定しました。

	R7年度 (1年目)	R8年度 (2年目)	R9年度 (3年目)	R10年度 (4年目)	R11年度 (5年目)	(単位：人)
利用者数の見込み	0	0	0	5	5	
提供量の確保	0	0	0	5	5	
需給ギャップ	0	0	0	0	0	

(15) 妊婦等包括相談支援事業<新規>

【事業概要】

- ・妊娠期から出産・子育てまで、妊婦・その配偶者等に面談し、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を実施するものです。
- ・妊娠届出により5万円、産後申請により妊娠していたこどもの人数×5万円を支給する「妊婦のための支援給付」と一体的に実施します。

【今後の方向性】

- ・国の状況も踏まえ、妊娠期から子育て期まで必要な支援につながるよう対応していきます。

【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・妊娠届出者数の推計値（人）に基本的な相談回数（3回）を掛けて計上しました。

	R7年度 (1年目)	R8年度 (2年目)	R9年度 (3年目)	R10年度 (4年目)	R11年度 (5年目)	(単位：人回)
利用者数の見込み	1,209	1,150	1,134	1,086	1,050	
提供量の確保	1,209	1,150	1,134	1,086	1,050	
需給ギャップ	0	0	0	0	0	

(16) 乳児等通園支援事業<新規>

【事業概要】

- ・保育所等において、保育所等を利用していない満3歳未満の乳幼児に対して、一定時間、適切な遊びや生活の場を提供します。
- ・利用する乳幼児とその保護者の心身の状況や養育状況の把握を行うとともに、子育てに関する情報提供や助言、その他援助を行います。

【今後の方向性】

- ・令和8年度からの事業実施に向け、必要な手続きを行います。

【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・利用者数の見込みについては、推計人口のうち保育所等を利用しない見込みの児童数（そのうち0歳児については、生後6カ月以上の児童が本事業の対象となる予定のため12分の6を乗じて算出した人数）に10/176時間を乗じ、更に12月を乗じて、単位を「人日」として計上しています。

	R7年度 (1年目)	R8年度 (2年目)	R9年度 (3年目)	R10年度 (4年目)	R11年度 (5年目)	(単位：人日)
利用者数の見込み	0	136	136	130	124	
提供量の確保	0	136	136	130	124	
需要ギャップ	0	0	0	0	0	

(17) 産後ケア事業<新規>

【事業概要】

- ・出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行うものです。希望するすべての産婦が利用でき、宿泊型と通所型は産後4カ月未満、訪問型は産後1年未満まで利用できます。
- ・宿泊型と通所型は産科医療機関へ、訪問型は助産院に委託し実施します。

【今後の方向性】

- ・対象となる産婦は減少傾向ですが、産後も実家に里帰りをしなかったり、祖父母世代が就業し支援が手薄だったりする等の背景から、ニーズが高まり利用者数が増加しています。
- ・産後ケアのニーズや新規参入する事業者の動向を踏まえ、委託先等を検討していきます。

【利用者数の見込みの算定方法について】

- ・近年の利用状況をもとに計上しました。

	R7年度 (1年目)	R8年度 (2年目)	R9年度 (3年目)	R10年度 (4年目)	R11年度 (5年目)	(単位：人日)
利用者数の見込み	222	217	213	206	201	
提供量の確保	222	217	213	206	201	
需給ギャップ	0	0	0	0	0	

6 幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(1) 幼児期の教育・保育の一体的提供について

認定こども園の普及については、市としても制度の趣旨を踏まえ、積極的に取り組んできました。今後は、教育・保育の需要量を注視しながら、適正な供給量の確保に努めていきます。

(2) 幼児期の教育・保育の推進について

保育所、認定こども園等、幼児期の教育・保育の質を常に向上させるとともに、すべてのこどもが就学前までに「生きる力」の基礎を獲得し、小学校生活にスムーズに馴染めるような環境整備をさらに進める必要があります。そのため、保育所、認定こども園等各施設の相互連携や小学校等との連携（幼保小連携）を強化し、情報共有や合同研修などの充実により相互理解をさらに深めていくことが重要です。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

本市における子育てのための施設等利用給付の対象として確認した特定子ども・子育て支援施設等は、令和6年10月1日時点で33施設となります。子育てのための施設等利用給付にあたっては、保護者の経済的負担軽減のため、市内に住所を有する認可外保育施設（2箇所）と平日8時間以上、年間200日以上の子育て事業を実施している認定こども園（10箇所）の預かり保育事業の利用料については、施設が保護者に代わって請求する法定代理受領を行っています。この法定代理受領による給付、その他の事業の利用に対する償還払いによる給付は、毎月の支給を基本としつつ、3カ月までまとめて請求することもできることとしています。また、子ども・子育て支援法に基づく事務にあたっては、適正執行に努め、施設等の運営状況、監査状況の情報提供、立入調査への同行等、県と連携し公正な支給に努めていきます。

第6章 計画の推進

1 推進のための役割

すべてのこどもの健やかな成長を実現するという目的を社会全体で共有し、つながり、支え合い、分かち合う環境づくりを進めることで、社会を構成する人々が、こどもの育ちや子育て支援の重要性への理解と関心を深め、主体的に役割を果たすことが求められます。

(図表 6-1) 推進のための役割

主 体	役 割
市	子育て支援の総合的な調整機関として、こども計画を策定し、市が実施する施策に加え市民や事業者が行う活動を支援し、連携しながら地域社会全体で取り組みを推進する。なお、取り組みの推進にあたっては、効果的な情報発信に努める。
保護者	家庭においてこどもの養育や教育を行うとともに、地域活動などに参画しコミュニティの中でこどもを育てていく。
子育て支援関係事業者	施設の地域開放などを通じて、こども・保護者・地域・施設等の連携を図ることにより、地域における子育て支援の中核的な役割を担う。
一般事業者	長時間労働の是正、育児休業や短時間勤務を取得しやすい職場づくりなど、労働者が職業生活と家庭生活を両立できる就業環境の整備を進める。
地域	地域に暮らすこどもが健やかに成長するよう、思いやりの心をもって見守るとともに、子育て支援の活動に参画する。

2 点検・評価

本計画は、PDCAサイクルに基づく進行管理を行います。

子ども・子育て会議、子ども・子育て支援推進委員会において、毎年施策の実施状況について点検・評価を行い、必要に応じて取組内容を見直します。なお、実施状況については、市のホームページに掲載し公表します。

また、次期計画策定時にはアンケート調査等を実施し、その結果を踏まえた計画期間全体にかかわる評価を行います。

3 推進体制

① 酒田市子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法に基づく審議機関として、こどもの保護者、こども・子育て支援に関する事業従事者、こども・子育て支援に関する学識経験者などで構成し、計画の内容や進捗状況について審議するとともに、それぞれの立場から関わり方や果たすべき役割等について情報提供、意見交換、提言などを行います。

② 酒田市子ども・子育て支援推進委員会

庁内の関係課長で構成し、国や県の施策、地域や事業所等との連携に留意しつつ、総合的、計画的な施策の推進及び調整、進捗状況の管理などを行います。

(図表 6-2) P D C A サイクルによる計画管理

